

LIBRA

2025年 6 月号

〈特集〉

「子どもの意見表明権」を中心に — 国連子どもの権利条約と日本の現状 —

〈インタビュー〉

小説家 赤神 諒 さん





初夏の奥入瀬溪流

青森地方裁判所十和田支部への出張の際、足を延ばして奥入瀬溪流を巡りました。季節は初夏、新緑が清流に映え、裁判所出口から抱えていた鬱々とした気持ちが祓われていきました。十和田湖までの道程、青森の自然のスケールは、感動的です。

会員 富田 寛之 (48期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2025年6月号

特集

02 「子どもの意見表明権」を中心に

—国連子どもの権利条約と日本の現状—

Part1 子どもの意見表明権

- 1 子どもの権利条約 極山ひかり
- 2 子どもの意見表明権(条約12条) 工藤寛泰

Part2 シンポジウム「VOICES～「意見表明権」が当たり前の社会へ～」

- 1 基調講演 角南和子
- 2 事例報告 杉浦達也
- 3 パネルディスカッション 加藤昌子

Part3 子どもの意見表明権が当たり前の社会に向けての課題と弁護士の役割

- 1 学校分野における課題 三坂彰彦
- 2 福祉分野・家事手続における課題 福田笑美
- 3 少年司法分野 小笠原理穂

コラム 「朗読劇～声を上げられない子どもたち～」 北條友里恵

「もがれた翼」シリーズ—演劇を通じて子どもの権利を考える意義 小出 薫

資料 子どもの権利擁護・意見表明権をめぐる国連の動きと日本の動き(年表)

インタビュー

20 小説家 赤神 諒さん

ニュース&トピックス

24 2024年度デジタル化実現ワーキンググループ活動報告

連載等

26 常議員会報告(2025年度 第1回)

28 東京弁護士会市民会議

- 第58回 ①SNSの利用について ②弁護士会主催の対外的活動に対する民間企業等からの協賛金の募集又はクラウドファンディングの利用
③公益通報制度について

29 今こそ変えるぞ! 再審法

第6回 再審請求審において検察官が代表すべき「公益」とは 奥 国範

30 経験者に聞く弁護士任官—Season3—

第1回 民事調停官・裁判官を経験して 山本健一

32 法律家のための税法知識

第3回 非上場会社の敵対的M&A 高村隆司

34 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第34回 統一修習制度の成立 梶嶋裕之

35 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

東京地方裁判所委員会報告

「裁判所における当事者等対応の在り方について」 奥 国範

37 こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.4 国際取引法部 国際取引法部への入会のお誘い 竹之下真穂

38 わたしの修習時代：指導者に恵まれ、多くの友人を得る 35期 鎌田勇夫

39 76期リレーエッセイ：1年間を振り返って 川崎陽菜

40 心に残る映画：『グリーンブック』 齊藤有里

41 コーヒーブレイク：雅楽をやってみた 羽成 守

42 77期 新入会員 名簿

44 会長声明

51 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

「子どもの意見表明権」を中心に

—国連子どもの権利条約と日本の現状—

子どもの権利条約は、昨年、批准してから30周年を迎えました。4つの基本原則の中の「子どもの意見表明権」は、尊重する仕組みができるなど、目に留まる機会は増えています。

本特集では、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の皆様に、「子どもの意見表明権」を中心として、子どもの権利条約を概観し、シンポジウムの開催、子どもの意見を聴くことの重要性と難しさ、弁護士にできる役割などをご執筆いただきました。大変興味深い内容ですので、ぜひご一読ください。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、齋藤 理央

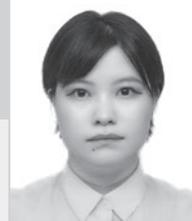
CONTENTS

Part1 子どもの意見表明権	2頁
1 子どもの権利条約	2 子どもの意見表明権 (条約12条)
Part2 シンポジウム「VOICES～「意見表明権」が当たり前の社会へ～」	5頁
1 基調講演	2 事例報告
3 パネルディスカッション	
Part3 子どもの意見表明権が当たり前の社会に向けての課題と弁護士の役割	10頁
1 学校分野における課題	2 福祉分野・家事手続における課題
3 少年司法分野	
コラム 「朗読劇～声を上げられない子どもたち～」	8頁
「もがれた翼」シリーズ——演劇を通じて子どもの権利を考える意義	18頁
資料 子どもの権利擁護・意見表明権をめぐる国連の動きと日本の動き (年表)	16頁

Part 1 子どもの意見表明権

1 子どもの権利条約

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 極山ひかり (76期)



1 はじめに

子どもの権利条約（政府訳：児童の権利に関する条約）は、1989年11月20日に第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は、1994年

に同条約に批准し、2024年に同条約批准30周年を迎えた。

本項では、子どもの権利条約の根底にある考え方や骨子となる4つの原則、そして、条約が保障する子どもの権利について述べる。

2 子どもが権利の主体であること

1789年のフランス人権宣言は、「人は、権利において平等に生まれ、生存する。」として、すべての「人」に人権が保障されることを謳っていた。しかし、同宣言の当時、「人権」とは「right of man」であり、そこにいう「人」に子どもは含まれていなかった（児玉勇二「子どもの権利と人権保障——いじめ・障がい・非行・虐待事件の弁護活動から」13頁（明石書店））。

その後、人権意識の変容により、1924年のジュネーブ宣言、1948年の世界人権宣言、1959年の「子どもの権利宣言」、そして、1989年の子どもの権利条約の採択を経て、子どもの人権享有主体性は当然に認められることとなった。

子どもの権利条約は、これまで保護されるもの（保護の対象・客体）とされてきた子どもについて、「何よりもまず権利の主体であり、しかもその権利を子ども自らが行使することができる」という考えのもとに規定されている（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編著「子どもの権利ガイドブック（第3版）」18頁（明石書店））。

3 4つの基本原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は以下の4つの基本原則に表されている。これらは、それぞれ条文中に規定された権利であるとともに、子どもの権利を実現するあらゆる場面で指針となる一般原則である。それゆえ、日本の子どもに関する包括的な基本法である「こども基本法」（令和5年4月1日施行）でも、基本理念として定められている（同法3条1～4号）。

① 差別の禁止（条約2条）

子どもは、子ども自身またはその親の人種、皮膚の色、性、言語、宗教等を理由として、いかなる差別もされずに権利が守られることを保障する。

② 子どもの最善の利益（条約3条）

子どもに関するすべての措置については、いずれの機関によって行われることであっても、子どもの最善の利益が主として考慮される。

③ 生命、生存及び発達に対する権利（条約6条）

子どもは生命に対する固有の権利を有し（同条1項）、子どもの生存及び発達は可能な限り最大限に確保されなければならない（同条2項）。

④ 子どもの意見の尊重（条約12条）

意見を形成する能力のある子どもは、その子どもに影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利があり、その子どもの意見は子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されなければならない（同条1項）。特に、子どもに影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、聴聞の機会が与えられなければならない（同条2項）。

4 条約が保障する子どもの権利

条約が規定する子どもの権利について、以下、主なものを紹介する。

- (1) 条約は、1条で、「児童とは、18歳未満のすべての者」として、18歳未満の者を子どもと定義する。
- (2) 条約は、表現の自由（条約13条）、思想・良心及び宗教の自由（条約14条）、集会・結社の自由（条約15条）、住居・通信の不可侵（条約16条）等、大人と同様の自由権的な権利を保障している。
- (3) 条約は、子どもがその成長発達段階に応じた支援や保護が必要とされることから、監護者からの暴力、虐待、搾取等からの保護（条約19条）、経済的搾取及び発達に有害な労働からの保護（条約32条）、性的搾取及び性的虐待からの保護（条約34条）、その他児童の福祉を害する全ての形態の搾取からの保護（条約36条）を規定している。
- (4) 条約は、子どもが親と引き離されない権利を保障する（条約9条）。ただし、虐待等特別な理由がある場合には分離が正当化される（同条）。分離等により家庭環境を奪われた子どもには、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を保障する（条約20条）。
- (5) 条約は、教育についての権利（条約28条、条約29条1項）や休息・余暇・遊び・レクリエーション

の活動を行う権利（条約31条）等、子ども特有の必要性に関する権利も保障する。

- (6) 条約は、全ての子どもの差別されない権利（条約2条）を保障するとともに、障がいをもつ子どもについて、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであると定める（条約23条）。

- (7) 条約は、子どもへの死刑、釈放の可能性がない終身刑、拷問、他の非人道的な取扱い等を禁止する（条約37条）。

- (8) 条約は、刑法を犯したとされる子どもが、人権尊重の態度を強化し社会で建設的な役割を果たせるよう配慮ある取扱いをされること、及び、少年司法手続の適正を保障している（条約40条）。

2 子どもの意見表明権（条約12条）

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 副委員長 工藤 寛泰 (71期)

1 子どもの意見表明権とは

子どもの権利条約12条では「子どもの意見の尊重」について、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するものと定めている。すなわち「子どもの意見表明権」とは、単に意見を表すことのみを意味するものではなく、発達に応じて十分に考慮されることまで含むとされている。

なお「意見」と訳されているが、本来「view」という表現であり、「見方」や「感じ方」など、広い意味合いを含むものとされる。例えば、乳幼児が泣いて嫌がる場面等、言葉で表現できない子どもの発信も意見表明として受け止められることとなる。

2 なぜ子どもの意見表明権保障が重要なのか

「子どもの意見表明権」の重要性の根拠について、1つ目の視点として、子どもの権利条約が、子どもを権利の主体と扱っている点がある。子どもも個性を備えた権利の主体である以上、当然の帰結として、その子どもの意見が重視されるべきであるということになる。

2つ目の視点として、子どもの成長発達への影響が挙げられる。子どもが成長する中で、様々な他人と対等に意見を交わし、自らの意見が尊重される経験、また他者の意見を受け入れる経験を経ることは、その成長発達において不可欠であると考えられる。

3つ目の視点として、子どもの権利条約の基本原則の1つ「子どもの最善の利益」との関係が挙げられる。子どもの前にある様々な選択肢はいずれも「最善の利益」になり得るものが多く、その中から、どれが真に「最善」になるかと判断するには、子どもの意見を道標とするよりほかにはなく、子ども本人の意見を聴き取ることが不可欠となる。

子どもの権利条約についても、2013年に国連子どもの権利委員会（以下「CRC」という）から「一般的意見」という形で出された解釈指針の中で、子どもの最善の利益を評価する際に考慮されるべき要素のひとつとして、「子どもの意見」が挙げられている。

無論、子どもが述べる希望について、慎重に判断すべき時や、その希望のとおりにはすべきでないと考えられる時もあるが、そのような時でも、子どもの意思を確認せずに決められるべきではない。子どもの意見を尊重した上で、できる限り子どもの理解を得つつ、「最善」といえる選択肢を模索すべきであり、「子どもの意見表明権」の重要性は揺らぐものではない。

3 子どもの意見を聴くことの難しさ

日本における「子どもの意見表明権」の状況について、CRCからは「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」とまで指摘されている（日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見）。

国家としての取組み、制度が十分ではないことを指摘するものであることは間違いないが、制度だけの問題ではなく、子どもの意見を聴くこと自体の難しさも意識し、個々人に身近な問題とされたい。

子どもが、理由を考えて言葉にするなど、意向・意見を形にすることは、それ自体が、誰しもが最初から容易にできることではない。重要な決断を迫られる場面で突然意見を求められても、それは容易には実現し得ない。

他方、自分の思いを形にできる子どもたちであったとしても、言っても仕方がないから、何も変わらないから、という理由で意見の表明自体を断念させられて

しまうことがある。子どもが意見を言う場が形式的に作られたとしても、その意見を周りが受け止めないならば、その子どもにとって、意見を表明する意味があるとは言い難く、子どもたちはそれを敏感に察知して、意見を言わないこと、表明しないことを選択していく。

少なくとも日本においては、様々な場面で、些細な時から重大な時まで、子どもからの発信に対して、大人の都合によって、応答がなされないこと、少なくとも子どもたちにとって応答がなされたと感じられない結果になることが多々あるようである。

しかしそれらは、子どもたちに「言ったって仕方がなかった」と思わせる瞬間であり、それが日々積み重ねられることによって、子どもたちから「自由に意見を表す」意欲を奪っているのではないかと考えられる。

いつか重大な場面で自分の意向を形にして表明するために、日々、些細なことから、友達や何より大人との間で、意見を交わすこと、思いや考えを伝えることが不可欠であり、それらの積み重ねを通して、子どもたちは意向・意見を形にする能力を磨き、また自由に意向・意見を表明する意欲が築かれていくのである。

Part 2 シンポジウム「VOICES～「意見表明権」が当たり前前の社会へ～」

当委員会は、子どもの権利条約批准30周年を記念して、2024年12月14日（土）に弁護士会館講堂クレオで、シンポジウム「VOICES～「意見表明権」が当たり前前の社会へ～」を開催しました。その概略を報告します。

1 基調講演

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 前委員長 角南 和子 (57期)



(1) 「子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）をめぐる国際動向」 平野裕二氏

基調講演(1)では、子どもの権利条約に関わる国際動向に詳しい平野裕二氏（ARC＝Action for the Rights of Children＝代表）から、条約解釈をめぐる国際的議論について語られた。

平野氏は、条約の解釈の指針となる国連子どもの権利委員会の一般的意見をもとに、意見表明権の中身を深く掘り下げて語られた。

条約12条の意見表明権とは、意見を聴かれる権利



平野裕二氏

であり、子ども個人の権利と子ども集団の権利がある。条約3条では、子どもに対する措置にあたっては、子どもの最善の利益が考慮されなければならないとあるけれども、国連子どもの権利委員会の一般的意見12号は、3条と12条の間に緊張関係はなく、12条の要素が考慮されな

ければ3条の正しい適用はないと述べていると。そして、国連の子どもの委員会に対する個人通報制度の運用では、例えば、外国籍の子どもへの人道的ビザ

の発給をめぐるベルギーのケースで、5歳の子どもの意見を聴かれる権利を保障しなかったことについて、国連子どもの権利委員会は条約12条違反を認定したという。

また、意見を聴かれる権利は、すべての子どもに対して保障される権利であり、一般的意見12号は、12条の「自己の意見を形成する能力のある」という文言は、制限としてではなく、むしろ自律的見解をまとめる子どもの能力を可能な限り最大限に評価する締約国の義務ととらえられるべきであると述べている。一般的意見7号では、乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常的手段で意思疎通ができるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行い、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達していると述べられており、すべての子どもとは、文字通り乳幼児も含む子どものことであると説明された。

(2) 「児童福祉における子どもの権利擁護～その現在地点～」 川松亮氏

川松亮氏は、東京都の児童養護施設等の児童の施設を経て児童相談所で児童福祉司として勤務し、厚生労働省児童福祉専門官などを経て、現在明星大学教授であり、様々な自治体の児童福祉審議会の委員をされている。

川松氏からは、2022年に児童福祉法が改正され、児童相談所は、意見表明を支援するための体制整備に努めることになり、子どもの意見表明支援員（子どもアドボケイト）の導入が求められていることと、改正前から子どもアドボケイトを一時保護所などに導入している例の紹介がなされた*1。

これまでの児童福祉の現場では、会議書式に子どもの意向を記載する欄がなかったり、施設に措置されている理由やこれからどうなるかについて子どもが十分に説明されていないことが多かったなど、子ど

もの意向の確認が十分でなかったとの振り返りがなされた。

そして、アドボカシー・ジグソーの説明がなされ、子どもの権利擁護の取組みは緒に就いたばかりであるから、まずは子どもには声を聴かれる権利があることを大人が知り、子どもとの対話関係を創ることを大切にするという意識の転換が必要であると語られた*2。

児童福祉の現場にいる困難を抱えた子どもたちは特に、自ら支援を求めにくいので、関わる大人は、子どもの声にならない声を聴こうとすることが大切であり、そのためには、子どもに自分の気持ちを言ってもよいことを丁寧に伝えたり、どう伝えればよいかを子どもと一緒に考えることが求められると説かれた。

*1：「子どもアドボケイト」子どもアドボカシーを実践する人。子どもアドボカシーとは、子どもが意見や考えを表明できるようにサポート、代弁することをいう。アドボカシー（advocacy）は、ラテン語の「voco（声を上げる）」に由来する。

*2：「アドボカシー・ジグソー」福祉職員、教員、親、仲間、独立アドボケイトといった様々な子どもアドボカシーの担い手が、子どもを真ん中にし、ジグソーパズルのようにスクラムを組んで支援していくことにより、子どもの権利が守られるという考え方。

2 事例報告

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 杉浦 達也 (71 期)

事例報告では、当会の弁護士から、児童福祉、家事事件及び少年事件の各分野において、子どもの意見表明権が問題となった3件の事例の報告がなされた。

● 児童福祉施設における取組み (大人の側の意識の変化)

1件目は、池田清貴委員による児童自立支援施設における第三者委員としての子どもの意見聴取活動である。月に1回、施設を訪問し、所属児童に対して、施設のルールや日常生活上の悩みなどについて意見聴取を実施するというものである。独立性を確保するため、子どもとの面会は施設の職員の立会なしに実施された。当初、施設の職員からは、子どもの要求がエスカレートすることへの警戒心が見受けられた。しかし、実際に子どもの意見聴取を実施していったところ、次第に施設の職員の警戒心は薄れていき、子どもと一緒に考え、子どもの有用な意見を施設運営に取り入れる方向へと変化していった。また、意見を聴取される子どもにとっても、第三者委員に話すことで自らの考えを整理するとともに、きちんと意見を聴いてもらうことによりカウンセリング効果が得られた。子どもの意見表明権を保障することが、施設運営に有益な効果をもたらした好事例として報告がなされた。

● 家事事件における手続代理人が果たす役割 (子どもの意見を踏まえた子どもの最善の利益の判断)

2件目は、松宮徹郎委員から、家事事件において子どもの手続代理人を務めた他の弁護士の活動に関して、当該弁護士と子どもへのインタビューを通じた事例報告がなされた。当該事例では、父母間の親権をめぐる家事事件手続において、家庭裁判所の調査官調査が実施された後に、裁判所の職権によって

子どもの手続代理人が選任された。しかし、親権をめぐる子どもの意見が、家庭裁判所の調査官の意見とも、手続代理人の弁護士の意見とも異なっていた。これらを踏まえて、結果として、裁判所は、親権に関して、表明された子どもの意見に反する審判をした。手続代理人を務めた弁護士からも、子どもからも、当時の難しい心境に関して率直な意見が語られた。裁判手続において子どもの意見表明権をいかにして保障するのか、父母の親権争いに巻き込まれた子どもの複雑な内面を受け止め、意見形成をいかにして支援していくのか、手続代理人制度の意義及びその職責の困難さを問いかける事例として報告がなされた。

● 少年事件の当事者と付添人の関係 (話を聴いてくれる大人との関係から少年が見つけたもの)

3件目は、少年事件の付添人を務めた牧田史・元委員による少年へのインタビュー動画が上映された。当該事例では、少年に3名の付添人が選任された。少年は、母親から虐待を受け、自らの思いを受け止めてもらう経験に乏しく、非行に走ってしまったという経緯があった。少年は、付添人3名と継続的に関わりを持つことで、結果として、付添人の活動が終了した後も、生活に困窮した際に自ら支援を求めることができた。付添人において、子どもが自由に意見を表明することができる信頼関係を構築できたことが、早期の支援に繋がった。インタビューでは、現在は成人した子どもから、当時の心境に関して、率直な意見が語られた。少年の更生にとって、少年の自由な意見を受け止め代弁する大人の存在が重要であることを改めて認識させる事例として報告がなされた。

コラム

「朗読劇～声を上げられない子どもたち～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 北條 友里恵 (73期)



「FMクレオから生放送でお送りします、今を生きる若者のつぶやき、もやもや、ほんきの思いを音楽と共にお届けするラジオ VOICES」の口上で始まるFMクレオの人気番組「ラジオ VOICES」。この番組には今を生きる若者達の声が日々寄せられている。

今回のラジオ VOICESのテーマは「伝えられない、伝えたい私の声」。様々な事情や背景から声を上げたくても上げることができない、そんなリスナーたちから番組に手紙が届く。

手紙を通じて寄せられたリスナーたちの声に真摯に耳を傾けるラジオDJ。だが、あるリスナーとの電話コーナーが始まった途端、DJの様子がどうもおかしくなってきた。

シンポジウムで上演された朗読劇「FMクレオラジオ VOICES」では、ラジオ番組を舞台に、様々な事情からそもそも声を上げることすら難しい子どもの声を、過去のもがれた翼シリーズの名曲と共に取り上げた。

劇中で登場した、性的マイノリティ・宗教二世・障がいを持つ子ども・外国ルーツを有する子どものリスナーからの手紙は、当事者や支援者の協力を得て作成されたものである。

社会で自分が存在していないかのように扱われる、勇気を出して自分の思いを打ち明けても「なかったこと」にされる。今回の朗読劇で取り上げた、

声を上げたくても上げることができない子どもたちに共通する経験だ。

このような経験が積み重なって、子どもたちは声を上げても無駄だと感じたり、声を上げて傷つくくらいなら初めから声を上げなければ良いと諦めていく。自己の尊厳を傷つけられ、声を上げることが諦めた子どもが再び声を上げることは容易ではない。

そんな子どもが再び声を上げ、尊厳を取り戻すためには、自分の思いを受け止めてくれると感じられる存在が必要不可欠である。

それは、友人かもしれないし、信頼できる家族、学校の先生や先輩、はたまた子ども担当弁護士かもしれない。今回の朗読劇でいえばリスナーにとってラジオDJが自分の思いをちゃんと受け止めてくれると思える存在だ。

では、そんな自分の声を受け止めてくれる子どもから期待される存在が、常に子どもの声を受け止められているかというと、そうではない。劇中の電話コーナーでラジオDJが右往左往する姿と、予想外の子どもの思いを聞いて慌てふためく子ども担当弁護士の姿は重なる。

劇中のラジオDJがそうであったように、子どもから上げられた声を受け止めることは、簡単なようで実はとても難しく、こわい。

ただ、それでも子どもの声を聴かなければ何も始まらないのだ。



3 パネルディスカッション

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 事務局長 加藤 昌子 (65 期)

パネリスト：平野裕二氏、川松亮氏

コーディネーター：坪井節子委員

【意見を聴かれる子どもの権利】

子どもの権利条約3条は、子どもに関することを決める際は子どもの最善の利益を考慮しなければならないと定め、同12条は、子どもは自らに関わる全ての事項に関し意見を述べる権利を持ち、その意見は、年齢や発達に応じて相応に考慮されなければならないと定めている。

両条項の関係について、国連子どもの権利委員会は、「第12条の要素が尊重されなければ、第3条の正しい適用はあり得ない」とする（一般的意見12号パラ74）。すなわち、子どもの意見表明権を尊重しなければ、子どもの最善の利益を適切に判断することができないということである。

この「意見表明権」について、平野氏は、「意見を聴かれる子どもの権利」であると指摘する。つまり、子どもは大人に対して、きちんと自分の意見を聴くよう求める権利があるということである。また、「意見」と訳されているが、英語ではViewであり、「意見」を含むより広い概念であると平野氏は語る。言語的なコミュニケーション能力が未発達な乳幼児には意見表明はできないと考えられがちだが、乳幼児も泣き声や表情などで意向を表明しており、大人が子ども中心の態度をとり、そのサインを受け取ることで、意向を尊重することができるという指摘された。

【なぜ子どもの意見を聴く必要があるのか】

大人が、自分に関する事を、自分の意見を聞かずに決められたら、どのように感じるだろう。おそらく尊厳を傷つけられたと感じるだろう。平野氏は、子どもも同じであり、子どもに関わることを決めるのに、

子どもの意見を聴かないということは、人間としての尊厳に関わる問題であり、命に関わる問題にもつながりかねないとして、子どもの意見を聴くことの重要性を指摘する。

一方、子どもと関わる職にある大人の中には、子どもの意見を聴くことで現場の混乱を招くのではないかと不安を抱く者もいる。これに関し、坪井委員は、自身が関わる子どもシェルターの「あなたの道はあなたが選ぶ」という運営方針や、ケース会議に子ども自身が参加している実践を紹介し、子どもの意見を中心に据えることで、大人がとるべき対応が明確になり、うまくいくことが多いと語る。子どものことを決めるのに、その子どもの意見を聴くことは当然のことだという。

【日本の子どもは意見を聴かれているか】

日本の司法手続や児童福祉分野では、なお課題はあるものの、子どもの意見表明権保障のための枠組みができてきている。

しかし、こうした重大な局面での意見表明権保障と同様に、あるいはそれ以上に重要なのが、日常生活における子どもの意見表明権の保障である。日常生活の中で意見を聴かれた経験のない子どもが、重大な局面で意見を聴かれても、思いや考えを表明することは容易でない。

学校における子どもの意見表明権保障は、他国に比べて非常に心もとない状況にある。その背景として、平野氏は、フランスでは、校則決定や懲戒処分の際し、子どもの意見を聴取することが省令で定められており、ノルウェーでは、教育法に子どもの最善の利益や参加権保障が明記されているが、日本にはこうした制度的担保がないことを指摘する。

また、家庭における子どもの意見表明権保障について

でも、ドイツ民法には、「親配慮」（執筆者注：未成年の子のために配慮する義務と権利。身上配慮と財産配慮からなる）に関する事項は、子どもとの合意に努めるよう規定されており、フランス民法では、子どもに関する決定に子どもを参加させるよう規定されていることが指摘された。一方、日本の民法は、人格権尊重を規定するものの、意見聴取や参加権について具体的定めはなく、法的担保の不備が否めない。

【子どもから話を聴くこと】

しかし、子どもの意見を聴くことは、それほど簡単なことではない。

川松氏は、子どもは安心した関係性の中でなければ話をしないと指摘する。とりわけ福祉現場で出会う

子どもたちは、育ちの中で話を聴かれてこなかった子ども、傷つきを抱えた子どもであり、こうした困難を抱えた子どもほど、声をあげられないという。子どもから話を聴くには、話をしても良いのだと感じられる環境が必要であり、それには継続的な応答関係の中で信頼関係を培う必要があるという。

最後に、平野氏は、意見を聴かれることは子どもの権利であって義務ではないと指摘する。子どもには、自己に関わる決定に参加する権利もあれば参加しない権利もある。しかし、子どもが参加しないことを選択した時に、それならそれで構わないと終わるのではなく、「あなたの意見を聴かせてほしい」というメッセージを伝え続け、子どもの意見を聴くことを諦めないことが重要だということである。

Part3 子どもの意見表明権が当たり前の社会に向けての課題と弁護士の役割

1 学校分野における課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 三坂 彰彦 (43期)

1 学校教育での権利条約上の権利

(1) 教育への権利 (条約 28・29 条)

条約は「教育への権利」を保障し、その目的を、子どもの人格・諸能力の最大限可能な発達、人権と子どもの文化的アイデンティティの尊重の発展等とする*3。

権利としての教育の目的を子どもの人格（個性）と諸能力の発達とする点は、「教科」に限ることなく、個々の子どもの興味関心・ニーズへの対応を要請する点で、現在の「一斉授業」方式での一律の教科的知識・能力の教授を中心とする日本の教育に基本的課題を提起するものであった。

(2) 意見表明権 (条約 12 条)

ア 意見表明権（以下「聴取される権利」）保障の具体的場面

同権利は、校則や懲戒場面での言及が多いが、国連子どもの権利委員会 (CRC) は、子どもが何を学ぶか (学ぶ内容)、どう学ぶか (学ぶ方法・環境) を含む教育の全場面での保障を問題とする*4。

イ 聴取される権利の2側面

聴取される権利は、子どもにとり重要な決定場面での権利であると同時に、日常的に子どもが大人との継続的な応答関係（対話）を通じ意向を聴取される権利の面を含めて理解されてきており*5、子どもと教

*3：CRC 一般的意見1号（教育）は、教育目標を「子どものスキル、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊感情および自信を発達させることにより、子どもをエンパワーすること」(para2) とする

*4：CRC 一般的意見12号（聴取される権利）para111

*5：同意見para3等

師の継続的関わりを通じた成長発達を本質とする教育において、教師との「継続的な応答（対話）関係を通じて聴取される権利」も重要である。

2 条約批准後の動き

- (1) 批准時、文部科学省は「教育関係について特に法令等の改正の必要はない」旨通知し（5.20通知）、現在も未撤回である。その後、教育分野ではいじめ・不登校などの問題が拡大し、CRCは日本への総括所見の度、いじめ・不登校等をもたらす教育制度自体への懸念を示してきた*6。
- (2) 2013年いじめ防止対策推進法、2016年教育機会確保法（不登校問題）などが立法化され、重要な意義を持つが、制度の基本改革でなく、起きてしまったいじめ等への対処を主とする「対症療法」的対応にとどまった。
- (3) 2010年代以降、「ブラック校則」等の権利侵害に、子ども、市民、研究者や弁護士会から批判と見直しの動きが広がった。

3 法制面の積極的变化

2022年のこども基本法が、こども施策の理念に子どもの意見尊重や最善の利益優先を掲げた（同法3条）点は、国・自治体の教育施策を方向づける意味で前進といえる（理念にとどまる限界がある）。

同年改訂の生徒指導提要（文部科学省）が、生徒指導取組の留意点で、教師における権利条約とその4原則の理解を不可欠とし、校則見直しを示唆した点も重要である。

4 現在の課題と弁護士の役割

学校分野での権利条約の実現は他分野に比し極めて立ち遅れており、関わる子どもの範囲の広さからも影響は大きく、実際、深刻ないじめ・不登校など「学校の機能不全化」が指摘されている。特に2023年に34万人を超え11年連続で最多を更新する不登校状況（小中計）は、学校が、成長発達への子ども達の意向・願いの聴取・尊重ができず、子どものニーズと興味関心への対応を要請する「教育への権利」保障が不十分な中、学校が、無視できない数の子ども達にとって学ぶことでの成長と喜びを実感できない場になっていることを端的に示している（注3参照）*7。

(1) 権利条約が日本の教育に求めている制度的課題

条約の要請する教育への権利・聴取される権利からは、①個々の子どもの個性・ニーズに対応できるカリキュラムの柔軟性、②従来の一斉授業方式と異なる、個々の子どもの興味関心にも依拠した学び方の導入やその大前提となるクラスサイズ縮小*8、③子ども達の多様な個性を包摂できるルール・学校文化への改革、④子ども達が学びへのニーズを聴取され・学校という場で学びの主体となっていく上で必要な「聴取される権利」の保障、が不可欠と思われる（なお、障害者権利条約がすべての子どもの教育に関わるものとする「インクルーシブ教育」原則は日本の教育システム全体の課題をより明確化したといえる*9）。

また、教育を担う教師の勤務条件改善と専門性確保も、子どもの権利保障に喫緊の課題である（学級規模縮小や教師の勤務改善は、対公的支出割合がOECD36か国中34位（2024年）の低教育予算がボトルネックと評されている）。

*6：CRC総括所見3回は「高度に競争的な学校環境が・・・いじめ、精神疾患、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性がある」との懸念を示した（para70）

*7：2023年度、暴力行為件数（小中高）は約11万件、いじめ認知件数（小中高・特別支援学校）は73万件、不登校生徒数（小中）は34万6千人で、いずれも過去最多（文科省調査）

*8：日本の学級規模は大きく、OECD36か国で小学校35位中学校36位（OECD調査2024）

*9：国連障害者権利委・一般的意見4号（2016）は、インクルーシブ教育を全ての子どもの「固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認める」原則とし「すべての生徒に、公正な参加型の学習体験と、彼らのニーズと選好に最も合致した環境を提供することに貢献するというビジョンを伴った・・・教育内容、指導方法、アプローチ、組織体制・・・を具体化した制度改革のプロセス」とする（para11）

(2) 聴取される権利の「当たり前」化を妨げる要因と実践的課題

ア 子どもの側

子どもの権利学習も重要だが、多くの子どもが服装髪型から学ぶ内容・学び方まで、意向を聴取されることなく小中高校の12年間を過ごす現状も問題であり、過度の管理・協調重視に起因する、意向を聴かれる経験や日常での継続的な応答（対話）関係の欠如、同調圧力の中で意見表明するリスクのマイナス学習等、意向表明と対話を妨げる学校文化の克服が必要で、校則見直しの対話実践、ルールメイキングの法教育、いじめ問題になる前の日常テーマを素材とした修復的対話実践など、対話支援も重要であろう。

イ 学校・教師の側

教師の側の権利学習も重要だが、子どもに権利を認めることでの混乱への教師の不安もふまえると、子どもとの対話関係を通じ校則等で小さな見直しを積み不安を払拭していく実践（そこへの弁護士支援）も重

要である（この点、制度面で子どもとの対話のゆとりを奪う長時間勤務や管理による専門性喪失等を生む勤務条件改善が必要である）。

(3) 弁護士・弁護士会の役割

現在、弁護士（会）は学校教育に様々に関与しており、各場面で、上記課題解決を志向した支援や意見表明が求められている。

ア 弁護士会の子どもの権利に関する相談・人権救済活動

イ 法教育や学校トラブル相談における子どもの権利支援

ルールメイキング・いじめ授業での対話支援、スクールロイヤー活動、いじめ重大事態調査での制度提言など

ウ 自治体子ども権利条例にもとづくオンブズ活動を通じた権利支援

エ 弁護士会としての意見表明（校則・いじめ・教員勤務条件・カリキュラムの柔軟化）

2 福祉分野・家事手続における課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員長 福田 笑美 (58期)



1 福祉分野における課題

(1) 法改正の動き

我が国における児童福祉分野の基本法といえる児童福祉法は、2016（平成28）年、大きな転機を迎えた。子どもの権利条約の精神を盛り込むべく、理念規定の大幅な改正がなされたのである。

1947（昭和22）年、戦争孤児の救済を主な目的として制定された児童福祉法は、子どもを保護の客体と位置付けた。心身の発達途上にある子どもが、大人によって保護されなければならない存在であること自体は、今なお変わらない。しかし、上記改正では、子どもについて、保護の客体としてのみならず、大人と対等な権利の主体であることを明記した（同法1条）。

子どもの権利条約の神髄ともいえる理念が、長い年月を経て、ようやく日本の国内法に盛り込まれたのである。同時に、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるよう努めるべきであることが規定された（同法2条）。

以来、子どもの権利主体性を具体化するものとして、子どもの意見表明権を保障するための法整備が進んだ。2022（令和4）年には、子どもの権利条約の理念をそのまま投影した「こども基本法」が成立し、同法では、さらに踏み込んだ表現で子どもの意見表明権を明示した（同法3条3号）。同時に、児童福祉法についてもさらに改正が進められ、各自治体に意見表明支援事業の推進を働きかけるに至った（同法6条の3第17項等）。

(2) 現状と課題

このように、児童福祉分野では、他分野に先駆けて、子どもの意見尊重のための法改正が進められてきた。これを受け、児童相談所を設置する自治体は、特に一時保護中児童について、その意見表明支援のための制度整備を急速に進めている。代表的なのは、子どもの声の代弁を担う「子どもアドボケイト」である。他にも、一時保護所第三者委員や、権利擁護相談専門員といった立場で、一時保護所で暮らす子どもたちの声を吸い上げようとの取組みが進んでいる。さらに、東京都では、子どもが児童相談所の援助方針について不服がある場合、子ども自身が児童福祉審議会に申立てを行い、意見や希望を伝える制度が始まっている。

しかし、課題も少なくない。まず、子どもの意見表明支援＝新たな制度による、とは限らない。いわゆる「子どもアドボケイト」と呼ばれる独立アドボケイト（注：利害関係のない第三者のアドボケイト）が、有益な制度であることは筆者も異論はない。ただし、子どもたちの声を代弁する活動は、独立アドボケイトにだけ委ねていけばよいものではない。目新しい制度の採用によって、権利保障が実現できていると満足しがちだが、制度は形骸化する危険を伴う。本来、日々子どもたちと生活を共にする保護所職員こそ、子どもにとって一番身近な存在であり、彼らについてもまたアドボケイトとして機能するべきである（フォーマルアドボケイト）。複数の立場の者が、子どもを真ん中にして取り囲むように協力・連携し、その声をしっかり受け止めることが重要である。

また、二つ目の課題としては、一時保護中児童以外の子どもの意見表明権をどのように保障するかである。一時保護中児童の意見表明権保障は急速に進みつつある一方で、保護所を出た後の子どもたちの意見表明支援は、極めて心もとない。全ての児童養護施設が、子どもの権利について理解を深めているかという残念ながらそうではない。今なお、子どもの意見＝わがまま、と捉え、子どもの意見表明行為を妨害しようとする施設が存在するのが実情である。社会的養護に関わる全ての大人に、条約の理念を正しく理解してもらうべく啓発活動を行っていくことが

必要だろう。

さらに、里親委託措置中の子どもや在宅指導となった子どもに至っては、意見を表明する仕組み自体が非常に限られているのが現状である（注：自治体によっては、里親委託中児童についても、独立アドボケイトによる聴き取りを実践している例もある）。こうした公的支援の目が届きにくい子どもたちも含め、いかにして、その意見表明権を保障していくかも今後の課題である。

2 家事手続における課題

(1) 家事事件手続法の中の子ども意見表明権保障

1994（平成6）年に日本が子どもの権利条約を批准した後、最初にその理念が盛り込まれた国内法は、実体法ではなく手続法であった。2011（平成23）年に成立した家事事件手続法である。家事審判法に代わって制定された同法は、当事者の手続保障という理念が強調されたが、同時に、全編にわたって、子どもの意思の尊重という考え方で貫かれている。

例えば、一定の事件類型において、裁判所に対し、子どもの陳述聴取を義務付けたほか（同法152条2項等）、事件類型を問わず、子どもの意思の把握に努め、その意思を考慮すべきことを定めている（同法65条）。また、相当な場合には、子どもを職権で手続に参加させ（同法42条3項、258条1項）、弁護士を子どもの手続代理人に選任することを可能にした（同法23条）。子どもの手続代理人制度の誕生である。

これら規定は、家事事件の結果により大きな影響を受ける子どもの福祉に配慮したもので、まさしく、子どもの意見表明権を直接的に保障する画期的な制度であった。

(2) 現状と課題

しかしながら、現在の家裁実務において、上記理念が広く定着したとは言い難い。家事事件手続法施行から12年を経てもなお、子ども手続代理人の選任件数が低調なのもその表れといえる。（注：近年の全国における子どもの手続代理人選任件数は年間約40

件～70件である(2021年70件、2022年51件、2023年38件、最高裁家庭局調べ)。

この現状に、我々弁護士は真摯に向き合わねばならない。例えば、親権をめぐる父母が激しく争っている調停事件において、当の子ども本人は詳しい事情を聞かされず、「何も教えてもらえない、自分はどうなってしまうのだろう?」と悶々としているかもしれない。子どもにとって何が最善かを子どもと一緒に考える、

というのが子どもの権利条約が掲げる理念である。その理念を、裁判官を含め、事件に関わる全ての大人に伝えていくことが我々弁護士に求められている。

裁判所は、弁護士にとっていわば主戦場である。条約批准から30年、子どもの意見表明権がようやく社会に広がろうとしているこのタイミングで、家裁実務に新たな風を吹き込むのも弁護士の役目である。この機会を逃してはならない。

3 少年司法分野

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 小笠原 理穂 (63期)

1 少年司法における子どもの意見表明権

少年司法における子どもの意見表明権は、子どもの権利条約12条において保障される。子どもは少年司法手続における全場面において、主体的な手続参加が確保され、必要な情報が与えられ、その情報をもとに自分の意見を表明する機会が保障されている。そして、子どもが安心して意見を述べることができる環境も与えられなければならない。

子どもが自己の意見を述べ、司法手続に納得して参加することで、自らの非行に向き合い、立ち直りに向け踏み出すことができる。少年司法における子どもの意見表明権は、子どもの成長発達権の根幹をなすものといえる。

では、日本の少年司法において子どもの意見表明権は十分に保障されているといえるか。現状の課題と弁護士の果たす役割について考えてみたい。

2 現状の課題

(1) 厳罰化の傾向

2000(平成12)年以降、少年法改正が何度も行わ

れ、改正のたびに非行少年に対する厳罰化が推し進められてきた。2000(平成12)年の検察官関与や2008(平成20)年の被害者傍聴制度が導入された際、当会は少年が審判廷で萎縮して事実を説明したり自由に意見を述べたりすることが困難になるといった危惧を指摘し、これらの制度に反対する会長声明を発売した*10*11。国連子どもの権利委員会からも日本の少年法の厳罰化傾向に対し懸念の表明と勧告が繰り返されている。

しかしその後も厳罰化の波は止まらず、2021(令和3)年改正では18歳・19歳を「特定少年」とする特例を定めて18歳未満の者とは異なる取扱いをしたうえで、特定少年について原則逆送の範囲を拡大した。少年に対する刑事処罰の可能性が広がることは、少年の意見を聴きながら内省を深めさせ、その立ち直りのための教育を与える機会を減少させることにつながる。そして、2021(令和3)年改正では、特定少年が公判請求をされた場合に推知報道の禁止を解禁するという改正も行われた。推知報道がなされることで個人特定につながり、少年が報道を恐れて自由に意見を述べることを躊躇し、世間からラベリングがなされることでさらに少年が自分の意見を表明することがで

*10 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-45.html>

*11 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-131.html>

きなくなるおそれがある。

安心して意見表明ができる状況のもとで少年にその機会が与えられ、少年の意見が手続に反映されることで少年は自分が尊重されていると感じ、自らの更生にも目を向けることができるようになる。厳罰化の方向は、子どもの意見表明の機会を奪い、少年の成長発達を妨げ、更生を阻害することにつながる。厳罰化の波を止めなければならない。

(2) 付添人選任の現状

少年は自分の意見や思いを伝える能力が未熟であるため、付添人がその意見や思いを代弁する重要な役割を担っている。そして、付添人が少年と継続的な関わりを持ち、丁寧に話を聴くことで、少年の意見形成や意見表明に結び付く。

現在、被疑者段階の身体拘束少年に対しては全件について国選弁護人を選任することができるにもかかわらず、家裁送致後については必ずしも国選付添人が全件について選任されるわけではない。国選付添人は裁判所の裁量選任であり、家裁送致後の少年の一部には国選付添人が選任されないという現状がある。

しかしながら、少年が司法手続に主体的に参加し自分の意見や思いを伝えるには、被疑者段階だけではなく家裁送致後も付添人が少年の代弁者として果たす役割は大きい。

そのためにも、身体拘束された少年全員に対する国選付添人の選任（全面的国選付添人制度）の早期導入が望まれる。

(3) 審判における少年の意見表明

審判は、少年に対する処分が言い渡される重要な局面である。

この点、少年法22条1項は「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と定める。少年が安心して手続に参加し、自分の意見を述べることができる和やかな雰囲気の中で審判が行われることが求められている。現実の審判はどうだろうか。

本稿で紹介したシンポジウムにおいて、インタビュー動画に登場してくれた元少年は、「審判の時の裁判官が偉そうで怖かった。言いたいことは弁護士さん達が言ってくれた」と語った。裁判官のことが怖くて自分の言いたいことすら言えない少年に対し、内省を促すことなどできるのだろうか。例えば高圧的な態度で「キミはさあ…」などという裁判官に対して、誰が心を開いて素直に話をしようと思うだろうか。もちろん、すべての裁判官が高圧的・威圧的であるわけではない。中には少年に優しく語りかけながら、少年の発する言葉一つ一つに丁寧に耳を傾けてくれる裁判官もいる。そのような審判では、少年は落ち着いて自分の意見や思いをしっかり伝えることができ、自らの非行に向き合うことで内省も深まる。

少年手続は、最終的に裁判官から処分を言い渡される。その時に、自分の言いたいことや思っていることを裁判官に全部聞いてもらったうえで処分が言い渡されると、言いたいことが言えなかった、聞いてもらえなかったと不満が残った状態で処分が言い渡されるのでは、少年の受け止め方は全く異なる。

審判においても、少年が安心して話せる雰囲気を作り、少年自らが主体的に審判に参加し、自分の意見を述べる場となることが望まれる。

3 弁護士の果たす役割

これまで見てきたとおり、現状、少年司法における子どもの意見表明権が十分に保障されているとは言い難い。私たち弁護士には、意見表明権の保障を通じて、子どもの最善の利益を追求し、適切な処遇や支援につなげる役割を果たすことが求められる。少年と対等なパートナーとして、少年の意見を丁寧に聴取したうえで法的助言と情報提供をし、司法手続の中で適切に少年の意見を代弁する役割を担う必要がある。

また、全面的国選付添人制度の早期実現や少年法厳罰化の波を止めるべく、私たち弁護士が声を上げていかなければならない。

資料：子どもの権利擁護・意見表明権をめぐる国連の動きと日本の動き(年表)

特集

「子どもの意見表明権」を中心に—国連子どもの権利条約と日本の現状—

西暦年(和暦)	国連 子どもの権利委員会 (CRC) の動き	我が国の子どもをめぐる法制度の変遷
1924 (T13)	国際連盟総会 ジュネーブ宣言 (児童の権利に関する宣言)	
1947 (S22)		児童福祉法 教育基本法 学校教育法 民法の親族編・相続編改正
1948 (S23)	世界人権宣言	少年法
1949 (S24)		家庭裁判所の誕生
1951 (S26)		児童憲章
1959 (S34)	国際連合総会 児童の権利に関する宣言	
1979 (S54)	国際児童年	
1989 (H1)	子どもの権利条約採択	
1994 (H6)		子どもの権利条約を批准
1998 (H10)	CRCから日本への総括所見 第1回 「競争の激しい教育制度」が存在し、それにより子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じているとの指摘がなされ、条約3条、6条、12条、29条、及び31条に照らして、過度のストレス及び学校忌避（不登校）などへの適切な措置を取るようとの勧告	兵庫県川西市 我が国初の子どもの人権オンブズパーソン設置（その後の自治体のオンブズパーソン設置のさきがけ） 選択議定書とは：条約の内容を補うために作られる文書で条約と同じ効力をもつ。
1999 (H11)		児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
2000 (H12)	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	児童虐待の防止等に関する法律 少年法改正（刑事処分可能年齢の引き下げ、検察官関与等） 神奈川県川崎市 子どもの権利に関する条例の制定（その後の各自治体の子どもの権利条例制定のさきがけ）
2001 (H13)	一般的意見1号 教育の目的	
2002 (H14)	一般的意見2号 子どもの権利の促進および保護における独立した国内人権機関の役割	CRCの一般的意見とは： 条約のさらなる実施を促進し、かつ締約国による報告義務の履行を援助するために作成される文書。
2003 (H15)	一般的意見3号 HIV/AIDSと子どもの権利 一般的意見4号 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達 一般的意見5号 子どもの権利条約の実施に関する一般的措置	
2004 (H16)	CRCから日本への総括所見 第2回 12条にしたがい、日本が、a 家庭、裁判所及び行政機関、施設、学校、政策立案において、子どもの意見の尊重を促進し子どもの参加の便宜を図る、b とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、子どもの意見表明権について教育的情報を提供する、c 子ども意見がどのくらい考慮されているか、それが政策やプログラム、子どもたち自身にどう影響を与えているかについて定期的に検討をする d 学校や子どもに教育や余暇その他の活動を提供している施設において、政策決定をする会議体、委員会などの会合に子どもが制度的に参加することを確保する、ことについて勧告した。	総括所見とは： 最終見解ともいう。 条約44条に基づき、締約国は、国内で子どもの権利の実現のために取った措置とそれによってもたらされた進歩に関する「報告」を提出する。CRCは、締約国の政府からの報告書などを審査し、CRCの見解を締約国に対して示す。
2005 (H17)	一般的意見6号 出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い 一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施	一般的意見7号から：「委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は「その年齢および成熟度にしたがい、正当に重視され」るべきである（第12条1項）。乳幼児はまわりの環境にきわめて敏感であり、自分の生活を彩る人々、場所および日常についての理解を、自分に固有のアイデンティティに関する意識とともに急速に獲得していく。乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常的手段で意思疎通ができるようになるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行ない、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達しているのである。」
2006 (H18)	一般的意見8号 体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利 一般的意見9号 障害のある子どもの権利	教育基本法改正
2007 (H19)	一般的意見10号 少年司法における子どもの権利	少年法改正（国選付添人制度の導入等）
2008 (H20)		少年法改正（被害者等の意見聴取の範囲拡大等）
2009 (H21)	一般的意見11号 先住民族の子どもとその条約上の権利 一般的意見12号 意見を聴かれる子どもの権利	一般的意見12号から：「・・・これは、第12条では用語としては用いられていないものの、広く「参加」として概念化されてきている。この用語は、子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかが子どもたちが学びうる、継続的プロセスを指すものとして発展し、広く用いられるようになったものである。」
2010 (H22)	CRCから日本への総括所見 第3回 児童相談所を含む児童福祉サービスが子どもの意見をほとんど重視していないこと、学校において子どもの意見が重視される分野に限	

	定されていること及び政策策定プロセスに子どもおよびその意見に言及されることがめったにないことを懸念。「権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されていることを依然として懸念する。」「あらゆる場面において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。」	
2011 (H23)	通報手続に関する選択議定書 一般的意見13号 あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利	家事事件手続法成立 家事手続においては、適切な方法によって「子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と意思の尊重を規定(65条)。子どもの手続代理人制度の導入。
2013 (H25)	一般的意見14号 自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 一般的意見15号 到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利 一般的意見16号 企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務 一般的意見17号 休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利	
2014 (H26)	一般的意見18号 有害慣行	少年法改正(国選付添人、検察官関与の対象事件拡大等)
2016 (H28)	一般的意見19号 子どもの権利実現のための公共预算編成(第4条) 一般的意見20号 思春期における子どもの権利の実施	児童福祉法の改正 1条(理念)に「児童の権利条約の精神にのっとり」、2条(児童育成の責任)に「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度において、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」との文言が入る。
2017 (H29)	一般的意見21号 路上の状況にある子ども 一般的意見22号 国際的移住の文脈にある子どもの人権についての一般原則 一般的意見23号 出身国、通過国、目的地国および帰還国における、国際的移住の文脈にある子どもの人権についての国家の義務	
2018 (H30)		民法改正 成人年齢を20歳から18歳へ(施行は2022年から)
2019 (R1)	一般的意見24号 子ども司法制度における子どもの権利 CRCからの日本への 総括所見 第4回・第5回 地方レベルでは、子どものオンブズパーソンが設置されているが、これらは財政面、人事面の独立性ならびに救済機構を欠いている。子どもによる苦情を優しいやり方で受理し、調査し、かつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための独立した機構を設置することを勧告。 「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」	
2021 (R3)	一般的意見25号 デジタル環境との関連における子どもの権利	少年法改正(特定少年の導入)(施行は2022年から)
2022 (R4)	こども基本法 1条(目的) 「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、・・・」 3条(基本理念) 4号 「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」	こども基本法 成立 民法 成人年齢18歳施行 児童福祉法改正 一時保護や措置に際しての 意見聴取措置 の義務付け 民法改正 懲戒権規定の削除 子の監護・教育における親権者の行為規範として「子の利益のために」が明記される 文部科学省 生徒指導提要改訂 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることを指摘(32頁以下)。校則について、児童生徒の意見を聴取して検討することが望ましいと書かれる(101頁以下)。
2023 (R5)	一般的意見26号 とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境	
2024 (R6)		5月現在 全国53自治体に、子どもの権利救済機関が設置され、全国69自治体に、子どもの権利に関する条例が制定されている。

コラム

「もがれた翼」シリーズ ——演劇を通じて子どもの権利を考える意義



子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 小出 薫 (66期)

当委員会は、1994年、子どもの権利条約を日本政府が批准した節目に、子どもの人権をめぐる現実を多くの市民に伝え、条約の浸透を図る方法を模索し、同年9月、演劇「もがれた翼」の校則違反による退学事件を題材としたパート1と、児童養護施設のいじめ死を題材としたパート2を上演した。2024年12月の朗読劇まで、本公演28回、特別公演4回、シンポジウム2回を行った*12*13。

パート9「こちら、カリヨン子どもセンター」では、虐待などで「今日、帰る家がない」子どもへの支援の必要性を伝え、具体的な解決策である「子どもシェルター」を物語として描いた。これが多くの市民の賛同を集め、2004年に日本初の民間子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が都内に誕生し、その後も全国で子どもシェルターが設立されるなど、ソーシャルアクションの原動力となった。

本シリーズで演劇を通じて子どもの権利を考える意義を、筆者なりに次のように整理している。

① 子どものリアルな状況を伝える

現実の弁護活動で会う子どもの状況は守秘義務や個人情報、プライバシーの関係から語られにくく、社会の中で埋もれてしまうことも多いが、演劇であ

れば、架空の人物を立体的に表現することで、子どものおかれた様々な状況をリアルに伝えることができる。

② 声にならなかった声を見える化する

子どもの声にならない声（表明されない意見）とその裏にある心理を、セリフや演技・演出として見える化し、追体験できる。

③ 理想を描く

子どもシェルターがそうであったように、舞台の上では、まだ実現していない「もしこうだったら」という理想を描くことができる。

④ 時間をシェアし、議論につなげる

劇を観てくださる方々、共催自治体、出演する子どもや弁護士・スタッフが、演劇の時間とともに①②③をシェアし、「私があの子に出会ったとしたら……」と議論することができる。

2025年8月に公演予定のもがれた翼パート29でも、時間を多くの方とぜひシェアしたい。

* 12：東京弁護士会「もがれた翼」<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/children/tsubasa/>

* 13：LIBRA2004年11月号16頁「舞台は“カリヨン子どもセンター”若手会員も熱演——もがれた翼 Part11「響け、カリヨン」上演」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2004_11/2004_11_16.pdf)

同2007年9月号20頁「もがれた翼パート14 ワークショップ報告」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2007_9/p20_p21.pdf)

同2012年8月号14頁「もがれた翼 上演活動の経過と、パート19「教育虐待」上演に向けて」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2012_08/p02-15.pdf)

同2013年8月号49頁「メイキング・オブ「もがれた翼」」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_08/p49.pdf)

同2019年11月号24頁「もがれた翼パート26「素数とくるみ」の上演を終えて」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_11/p24-25.pdf)



小説家 赤神 諒さん

弁護士であり、行政法・環境法学者であるという、それだけで超多忙な生活が想像されます。それが本格派の時代小説を毎年何冊も出版し続けている人気小説家でもあるというのは、どうしたことだろうと思ひながら、インタビューに臨みました。

二刀流の経緯のお話に続き、次々とあふれだすように作品の構想をお話しいただき、明るい光の中にいるモーツァルトに触れたように感じ、納得しながらインタビューを終えました。

聞き手・構成：伊藤 敬史



法律家と小説家の二刀流

— まずは弁護士になられた経緯を教えてください。

同居の祖父が英文学者だった関係で、幼少から演劇、特にシェイクスピアが好きで、大学は英文科に進学しました。でも、400年前に書かれた作品を極東の島国で一生やる意義に迷いを覚えて、現実社会にも目を向けようと考えました。

それで、法律の勉強をしたら面白くて、幸か不幸か司法試験に受かったので、弁護士になりました。

— 英文科に在籍しながら大学3年生で司法試験に合格というのはすごいですね。そこから環境法・行政法の研究者になられた経緯を教えてください。

東京弁護士会の公害・環境特別委員会に入ったのですが、私の恩師の一人が委員長をされていて、その方の影響もあって環境問題をライフワークにしようと決めました。一緒にいくつか事件をやらせてもらったりして。

その中で勉強が足りないなと感じて、大学院に入り直しました。ただ、当時は、大学院の勉強がおろそかになるぐらい、事務所に泊まり込んだりしながら、一流の弁護士になりたいと思って、民事も刑事も行政事件もやりました。趣味の山歩きの間も事件のことがわり考えたりして。

その後、アメリカに留学して環境法を勉強したのですが、帰国したのがちょうど司法改革の時期で、友人から日弁連の行政訴訟改革担当の嘱託に誘われま

した。日本の環境訴訟の7割ぐらいは行政訴訟ですが、その制度の根本を変える改革になるので、やらねばと思ひ、司法改革調査室の嘱託として、行訴法改正に取り組みました。

その頃には実務と研究が半々ぐらいになりました。どっちも好きですが、行政事件は違法判断が中心になるので、常に法律論をやることになり、研究と親和性が高い面があるんです。研究もしている中で、博士課程にいた時に、ロースクールの実務家教員に誘われて、結局そのまま研究者になりました。

— なるほど。

あと、私は、弁護士の書面も相当こだわって書いていました。自分の準備書面を読み返して、「ええわ、この書面」と(笑)。結構いい文章を書いてきたはずなのに、よく考えると、「この名文、どこ行ってんねん」と(笑)。弁護士の書面は、依頼者と裁判官と相手方ぐらいしか読んでくれずに、消費されてしまう文章なんですよね。せっかく作った文章がもったいないし、悲しいなと思って。

研究者になれば、論文として文章が残るし、読者も増えますよね。数人しか読まない書面ではなく、数百人ぐらいは読んでくれるものを書きたいと。

— 文章へのこだわりから研究者にというのは面白いですね。小説家になられた経緯を教えてください。

日弁連の嘱託として、第一次行訴法改正と行政不服審査法改正をやり、その後、第二次行訴法改正に

挫折したのが40歳ぐらいでした。第一次改革の際、あまりにも課題が大きすぎるので、まず一段目をやって、二段目は5年後に改正行訴法の施行状況を見た上で実行するはずでした。特に環境紛争には団体訴訟が有効ですし、ロビイングも含めてあれこれ手を尽くしましたが、「一文字も改正しない」というまさかの結論になって、燃え尽き症候群みたいになってしまいました。

人生でやり残したことはないかなと思いつつ、そんな時に、久しぶりにベストセラーになった小説を読んだら、これなら自分でも書けると思ってしまったんです。それで小説を書き始めました。

— 各仕事の割合は、どのぐらいですか。

法律と小説で半々です。プライベートの時間は小説にほぼ全部振っていますね。本当は山歩きも、お酒も、飲み会も大好きなんですけど、そんなことをしていたら小説は書けないので、ストイックになりました。

— 法律と小説は、どのように両立なさっているのですか。

沿線住民しかわからない譬えで恐縮ですが、「総武線、中央線方式」です(笑)。私の住む吉祥寺などは、中央線と総武線が並行して走っていて、よく止まるんですが、それでもどっちかが動いていて、だいたい先へ進めます。同じように、法律で行き詰まると小説を書き、小説で行き詰まると法律をやる、みたいなイメージで両立しながらやっています。

— 弁護士としてのご経験が小説に活かしていることはありますか。

はい。弁護士は、説明や文章や論理のわかりやすさが大事ですね。小説のわかりやすさもありますが、他にも例えば弁護士は、当事者の行動を裁判所向けに合理的に説明しますよね。実は人間って何となくやることも多いんですけど、それにそれなりの理由と証拠を付けて、合理性を説明しようとしています。小説も、読んだときに、こんな行動を取るはずないよと思われたら、興ざめで終わりなんですよね。私の小説は作者都合とか、偶然とか、不合理な破綻がないようにしています。

あと、歴史ものでお白洲ものを書こうと思っていますし、いずれは現代の法廷ものも書きたいですね。

「大友サーガ」の魅力

— 赤神作品というと、デビュー作の『大友二階崩れ』に始まり、「大友サーガ」と言われる戦国時代の大友家の人々を題材とした作品群が特徴的ですが、どうして大友家の作品を描かれているのですか。

戦国ものは一定の読者がいますが、信長とか三英雄は大家が書いてるし、ちょっと食傷気味じゃないですか？ 誰も知らないような、しかしだからこそ先の展開が読めない面白い物語で、歴史のはざまに消えていった人たちを書いて、知ってもらいたいと思いました。九州の大友家には未開拓の魅力的な素材がごろごろ転がっています。

— 「大友サーガ」には、個性的な人がたくさん出てきますけど、特に思い入れがある人物はいますか。

戸次(立花)道雪ですね。道雪は、下半身不随になっても、最後まで大友家のために戦場で戦い続けた苛烈な人です。小説では敵と戦うというよりは、人間が誰しも闘わなきゃいけない運命に立ち向かっていく姿を描いているつもりです。

戸次道雪、高橋紹運、立花宗茂という3人を軸に、大友家臣団の人間模様を書くのが、私の全体構想なんです。まだ3分の1も書いてないんですけど、ライフワークとして、20作ほど書きたいと考えています。

— 大友の関係で、まだ書いてない題材があるんですね。

大友戦国史は、『平家物語』のような栄枯盛衰の歴史なんです。九州の半分以上を制覇して、大大名として君臨していたのに、最後は滅亡寸前まで没落して、一応生き延びるけど、結局滅亡するんです。裏切りや内戦もあって、小説家としては魅力的な人物がたくさんいます。

『はぐれ鴉』

— 大藪春彦賞受賞の『はぐれ鴉』は、あだ討ちや恋愛の要素もある時代ミステリーですね。

『はぐれ鴉』は、7月に大分放送55周年記念ドラマになって、その後全国放送され



『はぐれ鴉』 赤神諒 著 集英社

ます。神尾楓珠さんの主演で、椎名桔平さんが「はぐれ鴉」役です。

この作品はタイトルから入りました。もともと江戸時代の復讐ものを書きたいと構想している時に、母と叔父夫婦と四人で旅行へ行っただけです。旅先でお酒を呑みながら、大学教員だった叔父は風変わりな人なんですけど曲がったことが嫌いで、あだ名が『はぐれ鴉』だったと聞いたんですよ。これ、タイトルにいいなど。

さらに、私の小説を読んだ当時の竹田市長からご連絡をいただいて銀座でご馳走になった後、「うちを舞台に書いて」と竹田市の資料がどさっと送られてきました。それが私の考えていた構想に見事に符合したんですね。現地の生き字引のご協力もあって、あっという間に書き上げた小説です。

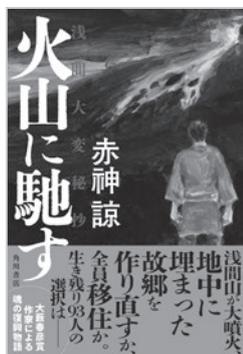
—— この作品は、江戸時代に禁圧されていたキリスト教が日本独自の発展を遂げて人々に信仰されているという描き方が面白かったです。

あれはフィクションですけど、鎖国のために、何が本当のキリスト教なのか誰も分からない中で、200年ぐらいかけて変容して、似ても似つかぬものになって残っていったというのが真相じゃないかなとも思うんです。宗教って、その人の人格そのものなので、否定されると、戦争まで起こりかねない。日本にも宗教を巡るトラブルはたくさんあったわけですが、神仏習合のような共存のあり方が、世界的なモデルになり得るような気がします。もちろん簡単ではないでしょうが。

『火山に馳す』

——『火山に馳す』は、江戸時代の浅間山大噴火で壊滅した村の復興の話ですね。火砕流に村が飲み込まれていくシーンは、東日本大震災の津波を思い出しながら読みました。

デビュー前に軽井沢へ家族旅行で行ったときに、鎌原村で家族を作り直したという実話が掲示板に貼ってあって、いい話だなと思っていましたよ。



『火山に馳す』 浅間大変秘抄 赤神 諒 著 KADOKAWA

この小説を書く時は、東日本大震災の被災者の方に関する本を10冊くらい読んで、どういう心境で家族を失われて、どういうふう立ち直っていかれた、あるいは立ち直れないでいるか、という現実を念頭に置いていました。最後の場面はみんなで花畑を作るんですけど、あれも被災者の実話に着想を得たものです。

—— 生き残った人たちが家族を組み合わせ再生していくというのが、すごい話だなと思いましたが、実際にあったことなんですね。

ええ。史実として、家族を作った歌も伝わっています。江戸時代だからできたのかもしれませんが、同じ村にずっと住んで、突然家族の多くを失って、同じ傷を持っているからこそ分かり合えることがあったのではないのでしょうか。想定し得るトラブルや苦悩を考えながら、家族とは何か、血のつながらない人間たちが親子や家族になれるのかを描きました。

—— この作品の根岸九郎左衛門は実に魅力的ですね。

根岸は実在の偉い人ですけど、あんまり聖者みたいに書きたくないと思って、抜けたところも作って愛嬌を持たせました。現代にはめったにいない、無私の心を持った政治家の理想像として描きましたね。

『佐渡絢爛』

—— 昨年、本屋が選ぶ時代小説大賞を受賞した『佐渡絢爛』は、佐渡金山を舞台に、佐渡の復興という経済小説的な部分もあり、恋愛の部分もあって、ミステリーとしても面白い作品でした。

コロナの緊急事態宣言下で、亡くなった親友の告別式をオンラインでやったのですが、その時に再会した知人が研究で佐渡に通っていて、佐渡市長を紹介してくれました。その市長が佐渡金山の南沢疎水道の事業を熱く語っていらして、亡き友に捧げる意味でも、そのモチーフで書こうかなと思ったんです。

もう1つ、大学院で同窓の女性弁護士がいて、彼女



『佐渡絢爛』 赤神 諒 著 徳間書店

のお父さんも弁護士だったのですが、病気で余命何年と言われた時に、長年の夢だった時代小説を3冊も書き上げて出版されて亡くなったんです。ご縁があってその方の蔵書を譲っていただいたのですが、その中に江戸時代の岡山の鉦山と贗金づくりの資料があったんです。もう佐渡しかないと決めて、書きました。

——バラバラに見えた点がつながっていくと、ある滅ぼされた藩のお家の再興のためにみんなが動いていたという展開が面白かったです。

あれは、四十七士の裏返しなんです。赤穂義士は滅ぼされたから復讐をするという話ですけど、この話は、再興に一応成功した上で、佐渡への感謝、主君へのお詫びと証拠隠滅のためにみんな死ぬという形で反転させました。

——この作品は、間瀬吉大夫という豪放磊落な人と、荻原重秀という峻烈な天才の対比も面白いですね。

キャラ立ちした登場人物がぶつかり合うと、面白くなるんですね。荻原は、悪玉に見せておいて、最後にどんでん返しで善玉に逆転させる。吉大夫は、ちゃらんぼらんなんだけど、実はすごい奴にする。二人は、対立するけれども、互いに分かり合っているという友情を描きました。

重版になったので、続編の構想を考えています。

『碧血の碑』

——最近出た『碧血の碑』は、幕末をテーマにした短編小説集ですね。沖田総司、橋本左内、和宮、ヴェルニーから見た小栗上野介と、皆さん敗者側の人で、読んでいくとつながる感じですね。

私は、福井市から、「一乗谷ディスクバリープロジェクト」のメンバーを委嘱されているのですが、同じメンバーの榎木孝明さんから、「自分は7つの声を使い分けられるから、短編を書いてくれば朗読するよ」というお話がありました。それが実現して、福井市から「松平春嶽と橋本左内で書いてもらえないか」というオーダーがあったんですね。



『碧血の碑』赤神諒 著 小学館

短編集の企画としては、幕末もので、スポットライトの当たりにくい敗者の側で、しかも各話の舞台を1つの場所に固定して書くという制限を自分に課しました。実は文体もテイストも季節も4話ごとに変えてあります。

——心を揺さぶられる短編集でした。すべての作品にカマキリが登場しますね。

そうですね。身分も違うし、女性もいるし、外国人もいるし、殺人鬼みたいなものもいて、いわば曼荼羅の世界を描いたんですけど、何か1本通るようなアイコンが欲しいと思って、それをカマキリにしたんですね。カマキリって、表記もいろいろありますし、生態も興味深くて、メスがオスを食べるという苛烈さがある。カマキリを通して、それぞれの主人公の人物像を描きました。

たぶん世界初の試みで、アートコンテストも実施しました。京都芸術センターさんと連携して、表紙裏に二次元コードでデジタル画集も付いているんですよ。

最後に

——今後描きたいテーマを伺ってよろしいですか。

新たなジャンルとしてはアートものですね。アートが好きで、アートナビゲーター（美術検定1級）という資格もとっているんですよ。夏から青木繁を主人公にした新聞連載も決まっています。

ゆくゆくは法律、小説、芸術という3刀流を完成させたいと考えています。

あと、弁護士が主人公のミステリーも書きたいですね。もし小説好きの会員の方で、「これは?!」という面白い事件や人と出会われたら、取材協力でも、あるいは一緒にコラボでも、ぜひご一報ください！

プロフィール あかがみ・りょう(本名 越智 敏裕)

1972年京都府生まれ。同志社大学文学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究所修士課程修了。カリフォルニア大学バークレー校ロースクール留学後、上智大学大学院法学研究科博士後期課程(環境法専攻)単位取得退学。上智大学大学院法学研究科教授(環境法、行政法)。弁護士(48期・当会)、法学博士。2017年『義と愛と』(のちに『大友二階崩れ』と改題)で日経小説大賞を受賞し、小説家デビュー。2023年『はぐれ鴉』で大藪春彦賞受賞。2024年『佐渡絢爛』で本屋が選ぶ時代小説大賞受賞。

2025年3月4日開催

議
題

- ① SNSの利用について
- ② 弁護士会主催の対外的活動に対する民間企業等からの協賛金の募集又はクラウドファンディングの利用
- ③ 公益通報制度について

市民会議出席委員一覧（7名）

※敬称略、肩書は2025年3月4日現在

- 今井 桂子（中央大学理工学部情報工学科教授）
- 清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）
- 高松 和子（関西電力株式会社取締役）
- 中島 京子（小説家）
- 山本 一江（消費生活専門相談員）
- 渡部 尚（東村山市長）
- 渡辺 勉（朝日新聞社編集担当補佐）

2024年度第2回目の市民会議が、2025年3月4日（火）17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催された。

1 ① SNSの利用について

内外のSNS利用を取り巻く問題について、委員の方々にご意見を伺ったところ、「いま一番緊急を要する問題」、「非常に危険な状態」など、昨今のSNS利用状況にすべての委員が危機感を感じている現状が明らかになった。

その例として挙げられたのは、米大統領選、2024年11月の兵庫県知事選でみられたようなフェイクニュースやヘイトスピーチの氾濫。子どもの世界でもSNSに関わるトラブルが非常に多くなっていることが報告された。

もっとも、表現の自由との関係、プラットフォームが外国にあることなど、規制の困難さも指摘された。これに対しては、EUにおけるテスラの不買運動のように、市民が団結して圧力をかけていくしかないのご意見があった。

2 ② 弁護士会主催の対外的活動に対する民間企業等からの協賛金の募集又はクラウドファンディングの利用

弁護士会がイベントで人を集めるため、民間企業から協賛金を募ったり、クラウドファンディングを行うことの是非について、委員の方々にご意見を伺った。

企業からの協賛金にしてもクラウドファンディングにしても、出資者は見返りを求めるであろうから、弁護士会がそうした方法を用いることへの違和感が多くの委員から表明された。その一方で、自治体ではふるさと納税の企業版があり、クラウドファンディングを行う自治体も増えていることが紹介された。多くの人に参加してもらうため、弁護士会がいろいろな方法を試すのもあり得るのでは、とのご意見もあった。



2024年度執行部と市民会議委員の方々

3 ③ 公益通報制度について

公益通報制度改正案が閣議決定されたことを受け、(1)体制整備義務の従事者を定めること及びその対象を労働者数300人超の企業のみとすること、(2)探索行為の禁止に罰則をつけないことの是非について、ご意見を伺った。

(1)の論点について、中小規模の会社では誰が何をしているか分かってしまうため従事者を指定することは難しく、外部に通報窓口を設置すべきではとのご意見があった。(2)の論点については、直接の罰則はないが、通報1年以内の通報者に対する解雇・懲戒処分を無効とする規定が設けられていることが紹介された。各委員とも公益通報者保護の必要性には異論がなく、公益通報の重要性が分かっている企業はそもそも通報者の探索などしない、とのご意見もあった。

4 今後の課題

最後に、各委員が目下関心をもっているテーマを伺ったところ、再審法改正、選択的夫婦別姓、AI法、同性婚、外国人の人権、災害法の整備、とのご意見が寄せられた。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>

今こそ変えるぞ！ 再審法

第6回 再審請求審において検察官が代表すべき「公益」とは

再審法改正実現本部 委員 奥 国範 (54期)

1 無辜の救済は「公益」

検察官は、刑事について「公益の代表者」として、「裁判所に法の正当な適用を請求」するなどの事務を行うことが求められている（検察庁法4条）。

最高検察庁は、2010年4月1日の「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」において「無実の者を処罰することは決してあってはならないことであって、今回の重大な事態を招いたことはまことに遺憾と言わざるを得ない。」と表明し、いわゆる厚労省元局長無罪事件を契機として設置された検察の在り方検討会議による2011年3月31日の提言では「検察官は、『公益の代表者』として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。」と述べられている。検察官の責務は、被疑者・被告人を訴追し、有罪を獲得することではなく、「公益」のために公正な刑事裁判を実現することなのである。

そして、再審請求審は、通常審とは異なり職権主義が採用されており、再審手続を主導するのは裁判所である。現行刑訴法では不利益再審が禁止され、再審手続は、無辜の救済のための制度として明確に位置づけられている。かかる手続において、検察官が代表すべき「公益」とは、有罪立証の方針に拘泥することではなく、裁判所による公正な裁判の実現に協力することなのである。

2 再審請求審における検察官の活動の実態

では、これまでの数々の再審請求審において、検察官は、「公益の代表者」としての責務を果たしてきたのであろうか。

(1) 証拠開示の問題

無辜の救済のためには、捜査機関が保管する証拠の開示は極めて重要である。「公益の代表者」たる検察官は、再審請求審において証拠開示に積極的に協力すべき立場にある。しかし、再審請求審における検察

官の活動の実態は、「法的根拠がない」等として証拠開示に極めて消極的である。

例えば、飯塚事件第2次再審請求では、裁判所が警察からの送致文書リストの開示を書面で勧告したが、検察官は「裁判所にそのような勧告をする権限はない」旨主張して開示を拒否している。また、裁判所の証拠開示の勧告に対して、当初は「不存在」「不見当」と回答していたが、後日、当該証拠の存在が明らかになり開示された事例は、袴田事件、大崎事件、日野町事件、湖東事件、マルヨ無線事件、名張事件など枚挙に暇がない。

(2) 検察官の不服申立の問題

再審開始の決定がなされれば、無辜の救済のために速やかに再審公判を開始すべきである。検察官は、請求人が無罪ではないと考えるのであれば、再審公判において有罪の主張立証をすればよいのである。しかし、現実には、再審開始決定に対する検察官の不服申立が繰り返され、再審事件の長期化をもたらしている。

これまでに再審開始決定がなされた19件の日弁連支援事件のうち、検察官は17件について不服申立を行っている。そのうち13件は最終的に再審開始決定が確定している（なお、1件は再審請求手続が係属中であり、2件は現在、改めて再審請求の準備中である）。検察官の不服申立のために、最初の再審開始決定から再審公判の開始まで、袴田事件では約9年7ヶ月、福井女子中学生殺人事件では約12年3ヶ月を要している。

3 再審法改正の必要性

このように再審請求審における検察官の活動の実態は、無辜の救済という再審請求審において公正な手続を実現すべき「公益の代表者」としての地位から著しくかけ離れている。再審請求審における検察官の活動を運用変更だけで適正化することは期待できないのであって、①証拠開示の制度化、②検察官の不服申立の禁止を柱とする再審法の改正が必要不可欠である。

経験者に聞く 弁護士任官 —Season3—

第1回 民事調停官・裁判官を経験して

元名古屋高等裁判所判事・静岡県弁護士会会員 山本 健一 (51期)

1 弁護士任官するまで

私は、修習期 (51期) を終え、1999年4月に第二東京弁護士会に登録しました。

それから14年半、いわゆる町弁として、一般民事・家事・刑事の各種事件を扱う弁護士として活動しました。

そして、縁があり、2005年10月から2009年9月まで4年間、東京地方裁判所民事22部 (調停・借地非訟・建築部) で民事調停官として勤務しました。

地裁の調停部が担当する調停事件は、ほとんどが訴訟から調停に付された事件であり、調停が成立しない場合には訴訟に戻されることになり、その訴訟の審理中で、調停委員会の意見が活用されるので、調停とはいっても半分は訴訟の色合いを残しており、民事調停官は、訴訟を担当する裁判官に近い目線で事件を見ることがになります。

民事調停官として事件と向き合うと、当事者の代理人として事件を見る目と異なる目で事件を見ている自分に気付きました。代理人としては当事者の目線で見ているのに、民事調停官として勤務している間は、同じ弁護士でありながら、第三者として中立的に事件を見るようになり、自然に、双方の主張・立証の妥当性を判断した上で事案として適切な解決案を考えていました。

このように、客観的に事件を見て考えることは私の性格には合っているように感じました。

また、裁判所は、チームとして動きます。一般的な訴訟でも、裁判官と立会書記官がペアを組み、それぞれの役割を果たして審理を進めます。特に調停部では、裁判官・調停官と書記官だけではなく、さらに調停委員というメンバーも加えたチームで審理するので、町弁の仕事の仕方とは異なるスタイルでの仕事が体験でき、楽しく感じました。

このような経緯を経て、常勤裁判官への任官を志すことになりました。

2 任官の手続

弁護士任官の手続は、応募してから任官するまで、約1年間かかります。

応募書と関連書類を単位会に提出し、弁護士会による審査を経て推薦を可とされると、最高裁判所に任官の申込書を提出します。

裁判所では、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の地域委員会が申込者について情報収集を行った上で、最高裁判所事務総局の全局長による面接を受け、その結果を総合して下級裁判所裁判官指名諮問委員会での審査及び最高裁判所裁判官会議を経て、採否が決めます。

常勤裁判官に任官するためには、(民事・家事) 調停官を経験しないといけないわけではありませんが、これらの経験者については、民事・家事調停官を務める中で収集された情報が最高裁判所での審査において活用されるので、勤務に問題がなければ、常勤裁判官として採用されやすいといえます。

私の場合でいうと、面接は40分間程度と言われていましたが、実際には、採用に関わるような質問は20分間程度で終わってしまい、あとは雑談に近い質問がなされただけでした。私が面接会場に着いたときに「それまでの面接で時間がかかって押しているので、少し遅くなる」と言われました。調停官を経験していない申込者については裁判所に情報が少ないため、面接に時間がかかっているようでした。

3 裁判官の仕事

(1) 任官してからの経歴

2013年10月に任官して最初の勤務先は、名古屋高等裁判所民事部でした。

任地は、東京にマンションがあったので、希望すれば東京にしてもらえたかもしれませんが、その場合、次の任地は東京高等裁判所管内から出ることが予想されたので、それなら東京にこだわる必要はないだろう

と思い、あえて東京は希望しませんでした。その結果、名古屋となりました。

最近、弁護士任官者は、最初は高等裁判所に配属されることが多いと思います。高裁(民事部)で勤務すると、民事・家事の全ての事件を担当することができるし、一審で審理・判断された記録を見ることができ、しかも経験豊富な部総括裁判官や相陪席裁判官と事件について合議し、あるいは事件外の話もできるので、初任者にとっては非常に有益だったと思います。

私は、その後、名古屋地方裁判所→静岡地方裁判所浜松支部→津地方・家庭裁判所→名古屋地方・家庭裁判所豊橋支部と異動し、豊橋支部を最後に依願退官しました。裁判官としての勤務期間は、10年6月でした。

(2) 担当した職務

名古屋地方裁判所では通常部に所属して、専門部・集中部が担当する事件以外の訴訟を担当しましたが、その後の勤務は支部と小規模庁だったので、執行・破産・非訟、人事訴訟と幅広い事件を担当しました。このように幅広い分野を同時に担当するのは思考を切り替えなければならず、なかなか忙しく感じますし、この業界では往々にして訴訟の事件数ばかりが目立って、数値上は忙しさが表に出にくく、その数値の割には忙しいと感じることが多いです。

しかし、幅広い分野を担当することで非常に勉強になり、法曹として成長する上で良い経験ができたと思います。

(3) 裁判所の構成員としての職務

裁判をすることが裁判官(判事)の主たる仕事であることはもちろんですが、それだけではなく、職員(特に書記官)の育成にも関わります。

民事部では、基本的に裁判官と書記官はペアを組んで訴訟に当たります。これは、当事者(代理人)と連絡を取る場合、事件の内容が分かっていると具体的な話ができないためです。裁判官と書記官は、情報

共有・意思疎通しておかなければならないので、ペアを組んで活動することになります。

そして、一緒に事件処理をする中で書記官も成長していくことになり、裁判官は、書記官の成長に関わることになります。

私は、2024年3月に退官するまでの10年半の間に3人の新人書記官とペアを組みました。1年目の書記官は、実務家としては1からのスタートなので、伸び代は大きいです。私がペアを組んだ3人も、1年間で大きく成長してくれ、主任書記官から成長したと評価されました。

裁判以外の職務でも、成果を上げられたと嬉しかったです。

4 裁判官の生活

裁判官の生活というと、最も話題になるのは異動だと思います。

たしかに、基本的には3年ごとに異動があります。

異動の際には、引っ越しをしなければならず、負担になります。特に小さいお子さんがいる場合は、保育園や学校を探したり手続をとったりしなければならぬ点で、負担は大きいでしょう。

私には、子供がおらず、あまり苦にはなりません。

裁判官の中にも、各地に行く良い切っ掛けだとして、敢えて遠隔地への異動を希望する方もいました。

5 終わりに

私は、楽しく生活を送り仕事をする事ができて、民事調停官となり、また常勤裁判官に任官して良かったなと思っています。

また、広い分野の事件に関わり、法曹としても成長できたのではないかと考えています。

変わったことをしてみようと思っている方は、民事・家事調停官あるいは常勤裁判官に応募してみたいかでしょうか。



1 非上場会社の敵対的M&Aの可能性

- (1) 非上場会社の定款には、会社法107条1項1号、同139条に基づき、「譲渡による株式の取得について取締役会の承認を要する」という定めが多い。そのような定めがあれば、「敵対的M&Aを心配する必要はない」と考える人も少なくないようである。しかし、それは誤りである。
- (2) 上記(1)の定款の定めがある場合、買収側が株式を購入しても、会社が取締役の過半数を掌握しており取締役会が買収側の株式取得を承認しなければ、買収側は会社に対して自分が株主であることを主張できない。しかし、買収側は、次のような方法により株主となることができる。

2 非上場会社の敵対的M&Aの実務

- (1) まず、買収側のXが中立的な株主Aから株式を購入する。その場合、①XとAは株式を購入する契約を結ぶ。②XはAに対して株式購入代金を支払う。③株券発行会社(会社法117条7項)であれば、XはAから株券の交付を受ける(会社法128条)。④XとAは「株主総会招集通知の書面がAに対してなされたら、Aはその書面をXに交付するとともにXに株主総会での議決権の行使等について白紙委任をすること」を約束する、⑤上記①ないし④について会社及び第三者に対して守秘することをAがXに対して約束する。
- (2) 上記(1)③に関しては、次のような問題がある。
- 第1に、株券発行会社であっても公開会社(会社法2条5号)でない会社は、株主から請求があるまでは株券を発行しないことができる(会社法215条4項)。そこで、公開会社でない会社の中には、

株券を発行していない会社が相当数存在する。その場合Xに株券を交付するためにAが会社に対して株券の発行を請求すると、会社を買収の動きに気づき防衛行為を開始することが間々見られる。

第2に、会社が株券発行会社でない場合に二重譲渡の問題が発生し易いことである。株券発行会社の場合、買収側が株券の交付を受ければ二重譲渡の問題は事実上発生しない。しかし、「株券発行会社でない会社」では株主が「買収側の者」と「会社側の者」から売却を迫られてその二者に二重譲渡をする可能性が高くなる。

- (3) このようにして買収側が過半数の株式を取得できれば、買収側は株主総会で現取締役を解任し、自分サイドの者を取締役に選任し、取締役会の過半数を占めることができる(会社法339条、341条)。その後、買収側は譲渡に関して取締役会の承認を得ていなかった株式について会社に対して承認をすように請求する(会社法136条、137条)。取締役は過半数が買収側の者であるので、承認される。
- 商法時代は取締役を解任するためには、特別決議が必要であったが(商法257条1項2項、343条)、会社法ではその必要がなくなったので(会社法341条)、買収側はやり易くなった。
- (4) 定款で議決権行使の代理人資格を当該会社の株主に限定しているケースが多い。
- その場合、Xが従来から株主名簿上の株主であれば、会社に対する上記(3)の対応は、Xが①「自分の株式の権利」と②「Aから委任を受けた株式の権利」の双方を株主総会で行使すればよい。しかし、そうでない場合は、XはAの代理人となれない(最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁)可能性が高いので、「A」または「Xが影響力を行使できる株主名簿上の株主」にXと同様の対応を

してもらいが必要があるので、少し面倒である。ただ、実際の「非上場会社の敵対的M&A」では「Xが株主名簿上の株主でない」というような事態はほとんど存在しないので、あまり問題になることは無いと言ってよいと思われる。

- (5) 上記(3)の株主総会には、①「会社が招集する株主総会」(会社法296条3項)と②「少数株主の招集にかかる株主総会」(会社法297条4項)とが考えられる。

大部分の会社では定款に「取締役社長が株主総会の議長になる」と記載されている。ただ、②については上記定款の適用がないと解されている(広島高岡山支決昭和35年10月31日下民11巻10号2329頁、横浜地決昭和38年7月4日下民14巻7号1313頁)。

- (6) 一方の株主の議決権の数が圧倒的に多い場合はともかく、そうではない株主総会では議長に選任された方が有利である。例えば、株主総会の決議の方法は議長が選択できるほか、議長は議案に対する賛成数が充足しているかどうかを宣言すれば足り、賛否の数を明示する必要がないとされている。

したがって、買収側は、(5)の定款の定めが適用されないようにするため、定時株主総会が近々開催される時期であるとしても定時株主総会で議題提案権(会社法303条1項2項)を行使するのではなく、裁判所に対して株主総会招集許可を申立てるべきである(会社法297条4項)。

また、会社とすれば買収側から株主総会の招集を請求された場合にはその請求に応じて株主総会を招集するべきである。この場合には(5)の定款の定めが適用されるからである。

しかし、実際には買収側から株主総会の招集を請求された場合、会社の対応が遅いうちに買収側が

裁判所に対して株主総会の招集の許可を申立て、裁判所が許可するケースが少なくないようである。

- (7) 上記許可が下されると、会社にはその議題に関して株主総会の招集権が無くなる(高村隆司『実戦 非上場会社の敵対的M&A』48頁、大竹昭彦・氏本厚司・小野寺真也・岩井直幸編『新・類型別会社非訟』33頁)。そのため会社が株主総会を招集しようとする、買収側は会社に対して株主総会開催禁止の仮処分(民事保全法23条2項)を申請することができる(高村隆司『実戦 非上場会社の敵対的M&A』49頁、175から177頁)。

また、仮処分決定が下された場合のみならず、そうでない場合も会社が株主総会を開催してなされた株主総会の決議は不存在(会社法830条)となる。

3 非上場会社の敵対的M&Aの税務

株式の譲渡について当事者に税金がかかる。スペースの都合上、「時価譲渡」による譲渡人の課税についてのみ簡単に記述する。

(1) 譲渡人が個人の場合

譲渡価額から取得費及び株式等の譲渡に要した費用等を控除した金額が所得として分離課税の対象となる(租税特別措置法37条の10第1項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法28条、地稅附則35条の2第1項・5項)。税率は、所得税15.315%、住民税5%である。

(2) 譲渡人が法人の場合

譲渡価額が益金の額、取得費及び譲渡費用が損金の額に算入され、他の益金・損金と合算後の事業年度の所得金額が法人税の対象となる(法稅22条)。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第34回 統一修習制度の成立

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42期)

- 1 判事・検事と弁護士の試験制度は高等試験司法科試験で大正12年に統一されましたが、試験合格後は、司法官試補、弁護士試補（昭和11年～）と別々の制度でした。三者を統一して養成する現在の司法修習が開始されたのは昭和22年のことです。「入口における法曹一元」とも評される司法修習ですが、その成立は、戦後司法改革のなかで法曹一元の実現を目指す弁護士会・GHQと、官僚司法制度の維持をはかろうとする司法省、裁判所との妥協の産物でした。
- 2 昭和20年11月に司法省に設置された司法制度改革審議会では、判事・検事の任用資格問題が審議されました。そこでは、司法官試補制度の存続を前提としつつ、実務修習に弁護士修習を加えて修習期間を延長する案と共に、弁護士経験者から判事、検事を任用する法曹一元案が提案されました。
- 3 昭和21年6月、非公式ながらGHQ担当者から裁判所構成法改正提案（法曹一元の採用が含まれていました）が出されたことを契機として、司法省に臨時司法制度改革準備協議会が設置されました。同協議会において弁護士委員から、法曹一元制度を前提とした統一養成機関の提案がなされています。
- 4 昭和21年7月、司法制度改革のための本格的な審議会として司法省に設置された司法法制審議会では裁判所法案要綱が作成されました。第2次案までは司法官試補と弁護士試補とを区別する養成制度とされていたのが、同年8月に提示された第3次案から、統一養成の案に変更されています。他方で、同じ8月に司法官僚制度の維持が決定されると共に、同月の総会において法曹一元を「将来」実現すべきという附帯決議が採択されています。これらを見ると、弁護士会やGHQ担当者からの法曹一元案を排斥しつつ、これに代替する妥協案として、統一養成制度が採用されたとみることができます。こうして司法修習の根拠法である裁判所法は成立し、昭和22年5月に施行されました。
- 5 昭和22年5月、第1期司法修習生が採用され、ここに現行司法修習が開始されるのですが、移行期には、弁護士試補修習、司法官試補修習も併存していました。東京弁護士会では、戦後の弁護士試補修習は昭和21年12月に始まり、最後の修習が終了する昭和24年7月までの間に、3期、計42名の弁護士試補を卒業させています。そこでは、各事務所での修習のほか、100単位を超える合同修習が実施され、現在の弁護実務修習の原型となっています。また、司法官試補修習は昭和21年1月に1期の修習が始まり、昭和23年4月に2期の修習が終了するまで、計103名の司法官試補を送り出しています。この時期の司法官試補は「高輪1期」、「高輪2期」と称されています。なお、現在の司法試験法が施行されたのは昭和24年5月ですので、現行司法試験に合格した修習生は、4期からとなります。
- 6 東京弁護士会は、司法修習制度の開始に伴い、昭和23年3月に「司法修習生修習要綱」を制定し、「司法修習指導委員会」を発足させて対応にあたりました。弁護士試補制度の経験が、弁護実務修習にも大いに活かされたようです。終戦直後の混乱のなか、先人達が現在の制度の礎を築いてくださった苦勞に思いを馳せると感慨深いものがあります。

2025(令和7)年2月17日開催 東京地方裁判所委員会報告

「裁判所における当事者等対応の在り方について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 奥 国範 (54期)

2025(令和7)年2月17日に第64回東京地方裁判所委員会が開催されました。

渡部勇次委員長(前東京地方裁判所所長)の異動により委員長が不在であったため、委員長代理の坪田郁子委員(公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事)が議事を進行し、互選により後藤健委員(東京地方裁判所所長)が委員長に選任されました。今回のテーマは「裁判所における当事者等対応の在り方について」であり、東京地方裁判所の世戸恵利子民事訟廷管理官と積和夫総務課課長補佐から説明がありました。

1 東京地方裁判所からの説明

東京地方裁判所からは、①裁判所における当事者等対応、②配慮を要する方への対応、③当事者等からの不満に対する対応、④カスタマーハラスメント対応について、順次説明がありました。

東京地方裁判所では、「適正迅速で、国民に利用しやすい裁判の実現」を組織目標として掲げ、適切かつ丁寧な当事者等対応を心掛けているとのこと。申立前の当事者等に対しては、ウェブサイトにて事件類型ごとのQ&Aや書式等を掲載し、裁判所に来庁又は電話をしなくても手続案内が受けられるようにしており、来庁者には手続案内用パンフレットを、電話の場合にはウェブサイト記事を案内しながら丁寧に対応しているとのこと。また、申立後の当事者等には、申立書の補正にあたり市販の書式集を案内したり(弁護士に依頼してはどうかと案内することもあるとのこと)、答弁書の提出依頼にあたり答弁書不提出での期日不出頭の場合の不利益を説明したり、敗訴した当事者に対しては必要に応じて条文根拠を示しながら不服申立て手続を教示したりするなど丁寧な対応を行っているとのこと。

配慮を要する方への対応にあたっては、当事者等との意思疎通を十分に行った上で、どのような配慮を望んでいるかを正しく理解し、配慮を要する方の視点や具体的な状況に応じた適切な対応を心掛けているとのこと。

当事者等対応の不満に対する対応としては、対応可能なものについてはスピード感をもって積極的に対応してきた一方で、中立性・公平性の観点から限界があるが、なかなか納得いただけずに難渋することが少なくないとのこと。裁判所としては、OJTや研修によってマナーの向上を図っており、常に明るい挨拶と落ち着いた態度、所属・氏名の明示、メモ取り等による傾聴の姿勢、当事者等の目を見ながらの対応を心掛けていくとのこと。

2 意見交換

意見交換会では、苦情の共有体制について質問があり、委員からは、苦情窓口を設置し、あらかじめフォーマットに苦情内容を入力してもらうことによって、ヒートアップした当事者等をクールダウンさせ、苦情の内容も整理されて対応時間の短縮になるのではないかと、間を置く方法が有効である、などの意見が述べられました。また、苦情に対する姿勢としては「傾聴」と「共感」に徹することが重要、担当者一人にせず組織として対応し、苦情は改善の種の宝庫でもあるから苦情内容についてはデータベースで共有することがよいとの指摘もありました。対応者が氏名を明示するか否かについては、個人ではなく組織で対応し、SNS等での誹謗中傷などから対応者を守るためにも匿名化を検討してもよいのではという意見と当事者等との信頼関係を構築するためには責任の所在を明らかにする必要があり、所属・氏名を明らかにすべきという意見に分かれました。

今回は、2025(令和7)年5月30日、テーマは「コミュニケーションの活性化について」(仮題)となります。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207



こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.4 国際取引法部

国際取引法部への入会のお誘い

会員 竹之下 真穂 (76期)

私は、登録2年目の弁護士ですが、昨年、ひょんなことからお声がけいただき当部に入部しました。入部以来、当部の活動を大変楽しみにして過ごしてきました。ぜひ、当部の魅力を多くの会員の方に知っていただきたく、個人的な感想文のような形ですが綴らせてください。

まず、当部の最大の魅力は、何と言っても、部員の先生方に尽きます。部長、副部長、事務局長、中心となって活動している部員がとにかく、経歴はみていただいたら言わずもがなですが、気さくで、とても話しやすく、多様な経験を持つ部員が多いです。そのため、毎月の部会は、国際的なテーマのもと第一線で活躍するゲストスピーカーの講演会を中心に開催されますが、若手も交えて活発な議論が本当に行われております。部会後は、懇親会へと続きますが、文字通りあっという間に時間が過ぎる、私にとって本当に楽しい場です。第一線で活躍する部員の、実務のウラ話や最新の話に事欠きません。昨年は、1年目の弁護士として多忙中、はりきって11月の合宿にも参加しました。とにかく独特な自由な雰囲気があり、居心地が良く、先輩部員との交流が楽しいのが特徴です。

部会での勉強テーマは多岐にわたり、国際相続、GDPR、アメリカの政治情勢、英文契約書の勉強をはじめ、すぐに役に立ちそうなことから、知的好奇心が満たされる経験までとにかく毎回参加してよかったと思えます。具体的な海外の事務所とのやり取りの様子といった実務ならではの話を直接聞くことができるのも当部の醍醐味です。とはいえ、なかなか毎回は参加できていないので、今年もっと参加できるようにしたいです。

ぜひ、新入会員の方も、そうではない会員の方にも当部に興味をもっていただき、入部を検討いただき、一度、見学に来ていただけたら嬉しいです。



*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

欲しい傘



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

35期(1981/昭和56年)

指導者に恵まれ、多くの友人を得る



会員 鎌田 勇夫 (35期)

1 人間性あふれる教官達

昭和56年4月当時湯島にあった司法研修所において、司法修習生としての生活が始まった。

司法研修所の前期は必須五教科の各教官から講義を受けた。私が配属されたクラス(1組)の教官はいずれも人間味あふれる素晴らしい教官達だった。

① 民裁教官

当時最先端の要件事実論をダイアグラムを使って展開し、要件事実の分解の仕方についての見解の対立点を詳細に板書してくれた。大変レベルの高い講義だった。

② 刑裁教官

量刑が重要なテーマとなる起案の講評で、多くの修習生が法定刑の上限ぎりぎりの宣告刑の起案をしたことに対し、「こんな判決もらったら被告人も弁護人も飛び上がるぞ。凶悪犯許すまじとの正義感だけでは判決はできんだ」と述べたことが今でも記憶に残っている。

③ 検察教官

特に取調べについて、「被疑者の心を開かせ、検察官を信頼させるところまで行かなければ本当の取調べとは言えない」と語った。

④ 民弁教官

見るからに古武士の風格があった。モットーは「弁護士はサムライである」だった。

⑤ 刑弁教官

最高裁に最初に過失犯における信頼の原則を採用させた弁護士である。

後期に刑弁教官から事務所まで来るようにと言われた。刑事弁護に対するやる気を示さない起案の出来の悪さを注意されるのだろうと覚悟して教官の事務所を訪れた。教官から「まだ就職先が決まっていなから君に勧めたいところがある」と言われ大変驚いた。その所長弁護士が私の生涯の恩師となった浅見昭一元会員である。

2 実務修習も充実

実務修習で特に印象に残っているのが地裁刑事部と検察庁である。地裁刑事部での起案は合議事件と単独事件合わせて約50本に上った。私が弁護士志望だったので、裁判所の内部を見るのはこれが最後だからじっくりと見ていけという親心からだったと思う。

検察庁の修習では、①法務省刑事局内の研究会、②国税不服審判所における酒税法違反事件の研究会、③東京地方検察庁内の控訴審査会を見学させてもらった。当時検察庁は真剣に勧誘を行っていた。

3 生涯の友と出会う

司法修習生となつての最大の幸運は、これから法曹界で生きてゆくことになる多数の友人を得たことであつた。研修所の卒業後もクラスメートの人達ばかりでなく、実務修習の配属班の人達とも長く交際が続くこととなつた。

私の2年間の司法修習生としての生活は、多くの指導者と友人に支えられたものだった。感謝するばかりである。

1 年間を振り返って

会員 川崎 陽菜

1 自己紹介

早いもので、弁護士2年目になりました。出身は大阪で法科大学院まで関西で過ごし、弁護士登録と同時に東京へ引っ越しましたので、東京生活も2年目になりました。慣れない土地ではありますが、日々刺激的な毎日を過ごしております。76期リレーエッセイの執筆という貴重な機会をせっかくいただきましたので、弁護士になって約1年と3か月の今、これまでの業務を振り返ってみたいと思います。

2 1年目の業務で感じたこと

この1年間、訴訟から任意交渉まであらゆる事件を担当させてもらいました。どの業務も当たり前ですが初めてのことばかりで、先輩方や同期に相談したり、とことん悩んだりしながら取り組んできました。先輩弁護士、パートナーから真っ赤になって返ってくる書面を見ては落ち込んでいましたが、次第に落ち込む暇もなくなり、改善点を確認しては次の業務へ改善点を確認しては次の業務へとといった状況になりました。当初のことを思えば、少しは成長したと感じています。

昨年秋には国選事件で初めての公判がありました。事案としてはそこまで難しいものではなかったので、初公判、初被告人質問に少しわくわくしながら裁判所に向かいました。法廷に到着すると、そこには高校生が列をなして並んでいました。裁判所見学だそうです。わくわくしていた気持ちが一転、傍聴席満席で一気に緊張しました。刑裁修習で傍聴してきた刑事裁判の流れを何度も頭で反芻しました。しどろもどろな対応を見た高校生たちに「弁護士ってかっこ悪いからなりたくない」と思われ、未来の

法曹が減っては困ります。終始心臓はドキドキしていましたが、公判自体はトラブルなく終えることができました。ただ、今まですごく甘えていたのだなと実感しました。書面を作成するときも訴訟対応するときも、何かあれば先輩弁護士、パートナーがフォローしてくれるのだろうと頭のどこかで期待していたことに気づきました。このときから書面案は絶対修正させない、修正点などない、訴訟対応は一人で行っているのだという心意気で業務に取り組むようになりました。もちろん書面の修正などまだまだありますが、意識の変化は大切だと思います。

事務所外では会派活動、特に若手弁護士が開催する法律相談会に積極的に参加しました。事務所では会社からのご相談が多く、個人の方の法律相談を行うことはほとんどありませんでしたので、同席の弁護士の対応などを見ることができ大変勉強になりました。また、事務所の枠を超えて先輩弁護士の経験談などを伺うことができた点でも積極的に参加してよかったと思います。振り返ってみれば、充実した1年を過ごすことができました。

3 2年目の抱負

2年目になってまた新たな学びがどんどん増えると思います。この原稿が掲載される頃には77期の後輩も入所しています。私が75期の先輩方を頼もしく思っていたように、頼りになる先輩弁護士になれるかはやや不安ですが、どんな業務でも誠実に取り組んでいきたいと思っています。

また、姿勢改善、ストレス解消のため弁護士1年目から始めたピラティスやヨガには継続的に通い、心身共に健やかに過ごしたいと思っています。

『グリーンブック』

2018年／アメリカ／ピーター・ファレリー監督作品

いずれ二人は心の友となる

会員 齊藤 有里 (76期)



【グリーンブック】
¥2,200 (税込)
発売・販売元：ギャガ
© 2019 UNIVERSAL
STUDIOS AND STORY
TELLER DISTRIBUTION
CO., LLC. ALL RIGHTS
RESERVED.

誰しもが一度は耳にする「人種差別」。1960年代まで刊行されていた黒人のための旅行ガイド「グリーン・ブック」の名を冠するこの映画は、人種差別に関する我々の認識に一石を投じる、事実に基づいた物語である。

物語の舞台は1962年の米国。主人公は、ピアノの才能に恵まれ音楽家として成功する黒人（作中の表現に倣いこのように表記する）「ドクター・シャーリー」と、ナイトクラブで働くも店舗が閉店し、働き口を探すイタリア系の「トニー・ヴァレロンガ」の二人。この物語は、ドクターが米国南部を回るコンサートの運転手兼ボディガードとして、トニーを雇うところから始まる。

ドクターとトニーは正反対である。ドクターは裕福なひとり暮らし、トニーは裕福ではないが家族に恵まれた生活をしてきた。また、ドクターはきっちりとした厳格な性格であるが、トニーはルーズで賭け事が好きな粗暴な性格である。また、トニーは黒人差別主義であるとうかがわれる描写が、映画冒頭では散りばめられている。

トニーは、黒人差別主義ではあったが、ドクターが演奏するピアノによる表現それ自体はツアー当初から気に入っている様子だった。ドクターとトニーは正反対であるため衝突は多いものの、「一度でもコンサートに穴をあけたら報酬の半分がなくなる」という契約であったために、黒人を理由に差別を受けるドクターをフォローし、差別を目の当たりにすることを経て、ツアー後半に行くにつれ次第と心境の変化が訪れる。

ところで、1960年代当時の米国南部は、特段黒人に対する差別がひどい地域だった。そのため、黒人ピアニストとして成功するドクターが南部でコンサートツアーを行うにあたって、当然トラブルに遭遇する。例えば、黒人が一人でバーを利用しているというだけで絡まれ殴られる、夜に出歩いているという理由だけで警察に捕まる、黒人であることのみを理由に、スーツの試着や、レストランでの食事を拒否される等といったトラブルがあった。

このような時代において、ドクターは、「成功した」黒人である。そのため、ドクターは、白人が大半を占める成功者としてのコミュニティにも、「一般的な」黒人としてのコミュニティにも属せず、孤独であった。そして、トニーは、南部ツアーを経て、ドクターの孤独を救う存在となる。

なお、最終的にコンサートツアーが成功に終わったのかについては、映画に結論を委ねることとする。

この映画は、苛烈な差別があまり身近ではない現代日本において、当時の黒人差別の有様を、映像を通して知ることができる物語である。表現としては柔らかいニュアンスを用いているものの、ドクターが黒人を理由として明確に差別される様子は非常に印象的である。また、それだけでなく、差別意識が強い当時の世の中において、人種の垣根を越えて友情を築いたドクターとトニーの物語であり、ストーリー性が高く、ユーモアもあり、伏線回収が美しい。

扱う題材はシビアであるものの、鑑賞後はすっきりとした多幸感が味わえる、おすすめの映画である。



雅楽をやってみた

会員 羽成 守 (28期)

1 日本人なら誰でも聞いたことがありながら、その実態を知らない筆頭が雅楽であろう。事件の依頼者が雅楽の奏者であったというひょんなことから、雅楽を習うことになった。17年も前のことである。

ふつう、3つの管楽器、^{しょう}笙、^{りゅうてき}龍笛、^{ひちりき}篳篥を習うことから始まる。3つともできる人は稀で、どれか一つを選ぶ。

主旋律を篳篥が担当し、龍笛は龍が縦横無尽に駆け巡るように主旋律を装飾する。笙は独特な神々しい音色の重奏音で響き続け、楽曲を途切れさせない。

私は、龍笛、篳篥の奏者が顔を真っ赤にして吹いているのを見て、笙なら吹く、吸うを交互にするだけだから楽だろうと独り合点し、笙を選んだ。

2 笙は17本の竹管を左右6本の指を組み合わせて小さな穴を押え、音を出すという極めて複雑なものである。楽譜は漢字で、十、^げ下、乙、^く工、^び美、一、八、七、^{ほう}几等で表される。ちなみに篳篥と龍笛の楽譜はカタカナと漢字交じりである。

習い始めは、唱歌といって、先生について漢字の楽譜に節を付けて歌う。これは重要な基礎で、龍笛や篳篥の奏者も唱歌をしっかり歌って憶える。

それから笙を吹くのだが、笙は竹の管の先端に青銅製のリードが松脂と蜜蝋を煮詰めたもの(みつろう)で接着してあり、これを椀型の部分(かしら)に差し込んであるので、みつろうを温めてやわらかくしないと、吹いた瞬間にリードがペリッと剥がれて音が出ないことになる。そのため、火ばちや電気コンロで、かしらをくるくる回しながら、全体をゆっくり温めてみつろうをやわらかくする。

ほぼ人肌くらいになってようやく吹くことができる。約30分くらいはかかる。

笙を習い始めて良かったことの一つが、この温める時間であった。気忙しい私にとって、この時間は精神を集中できる大切な時間ともなった。



笙の写真

3 還暦を過ぎた私が、6本指の組み合わせを暗記するため、通勤電車の中でも妙な指の形をして練習した。

吹いて予期したとおりの音が出た瞬間は嬉しかった。そうになると、いろいろな曲が吹きたくなる。私とほぼ同時に龍笛を習い始めた女性は、吹けども音が出ない。龍笛や篳篥は音を出すこと自体が難しい。それに比べ笙は音が出るし、少しの優越を感じていたとき、先生から「楽譜を憶えたようなので、これから表現を勉強しましょう」と言われた。この「表現」が大変であった。抑揚、強弱、無呼吸の吹き続けなどをしっかりと加えたら笙の中だけでの呼吸では空気が足らなくなるのである。まさに笙の中で呼吸困難になるほどで、龍笛や篳篥の初心者に対してもった少しの優越感は、たちまち劣等感となった。

しかし、雅楽をしているときの精神集中、心の平穩は、始める前には予想できなかったものである。しかも、うれしいことに素人が学ぶ雅楽はやはり、年季がものを言う。歳を取れば取るほど確実に上手になれる(ことを信じて)雅楽をやっていると。思う。

日本学術会議法案に反対する会長声明

2025年3月7日、政府は、「国の特別の機関」とされている現在の日本学術会議（以下「学術会議」という。）を廃止し、国から独立した法人格を有する組織としての特殊法人「日本学術会議」（以下「新法人」という。）を新設すること等を内容とする日本学術会議法案（以下「法案」という。）を閣議決定し、衆議院に提出した。

当会は、2023年3月22日付け「日本学術会議法の改正の再考と任命拒否を撤回することを求める会長声明」において、2022年12月6日に内閣府が発表した「日本学術会議の在り方についての方針」（以下「方針」という。）について、会員の推薦・選考に第三者の参画を導入するとしている点に日本学術会議の独立性をより低下させる意図が明確に読み取れること、外部評価対応委員会の機能を強化することによって、外部評価有識者による意見の影響が強まり、学術会議の活動・運営に関する自律性が損なわれるおそれがあることから、方針は、学術会議の独立性と活動・運営の自律性を損なうものであり、ひいては研究者等を萎縮させ学問の自由を危うくするものであるとの見解を發出しているが、法案は、当会が既に指摘した問題点を払拭していない。

すなわち、法案は、学術会議がその職務を「独立して」行うという現行の日本学術会議法（以下「法」という。）第3条の規定を踏襲しておらず、政府を含む外部の介入を許容する新たな仕組みが幾重にも盛り込まれている。学術会議は、ナショナルアカデミーとして学者の総意を社会や国、国際社会に発信できる組織でなければならず、そのために学術会議が掲げ続けている①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性の5要件（これはナショナルアカデミーとして備えるべき要件として国際的に広く共有されているものである。）は全て満たされなければならないが、法案はそのような建付になっていない。

特に、会員候補者の選考、会員の選任については、候補者の選考は法人外部委員からなる選定助言委員会の意見を聴取して策定される選定方針に従うものとされ、「会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない」とされ、さらに、「行政、産業界等との連携による活動」等の活動実績を有する科学者が含まれるよう候補者の構成についての配慮が求められている（法案第30条）。このような様々な制約の下で、諸外国の多くのナショナルアカデミーが採用している標準的な会員選考方式であり現行学術会議も採用しているコ・オペレーション（現会員が会員候補者を推薦する方式。）による選考方式が損なわれるおそれがある。加えて、法人発足時に新会員となる「会員予定者」候補者125名を選考する候補者選考委員会委員を現行学術会議会員のうちから選ぶ旨の規定は存在せず、同委員を現会長が任命するに当たっては、内閣総理大臣が指定する学識経験者と協議しなければならないとされており（法案附則第6条）、新会員の選考は、現行会員の推薦に基づくものではなくおそれがある。法案は、学術会議を構成する会員の選考、選任に

おける自律性を奪うと同時に、現行学術会議との連続性を切断するものであり、政府から独立して意見を述べる現行学術会議の基本的なあり方が根本から覆されることが強く懸念される。

学問の自由（憲法第23条）は、高等研究教育機関の構成員の権利を保障するものであるが、外部からの政治的・経済的・社会的圧力に抗して各学問分野の伝統に立脚した研究・教育の自律性を保護する必要性が高いこと、学問研究の成果がしばしば社会生活を支える既成の価値観への批判とその破壊・革新を招くため社会の側からの敵対的対応を招きがちであること等の理由により憲法上保障されたものである。高等研究教育機関の構成員のみにこうした自律的な活動が保障されるべきことは、その活動や成果が社会全体の中長期的な利益に大きく貢献しているからであり、すべての個人が生まれながらにして平等に享有する人権というよりは、むしろ、法律の専門家である職業裁判官の身分保障を含む司法の独立の保障と類比して考える必要がある。学術活動は数多くの内容に関わる規制があって初めて成り立つものであり、学問の自由は、そうした規制が大学をはじめとする学術機関とそのメンバー自身（さらには彼（女）らを包括するより広い範囲の研究者集団。）による自律的な規制でなければならないことを意味し、学問の自由の重要な内容として大学の自治が取り上げられる理由もそこにある。このような観点からすれば、学術会議の自律性を毀損し外部からの制約を課そうとする法案が学術会議とその会員の学問の自由を危うくするものであることは明らかである。かつて、1933年の滝川事件や1935年の天皇機関説事件において、政府が学術の世界に介入し、その結果、学術が政治に従属し戦争遂行の手段にされてしまったことを忘れてはならない。

そもそも、学術会議の改組の問題は、2020年秋に発覚した、政府による「会員任命拒否」問題が発端である。当時の菅義偉首相が、学術会議が推薦した会員候補105人のうち6人を任命せず、いまだにその理由も説明していない。当会は、2020年10月22日付け「内閣総理大臣に対し、日本学術会議が推薦した会員候補者を自らが任命しなかった理由を説明し、法の規定を遵守した任命手続きをとることを求める意見書」を發出し、学術会議に政府からの独立性が認められている（法第3条）のは、背景に学問の自由（憲法第23条）があることを指摘し、かつての国会答弁でも内閣総理大臣の任命行為は形式的なものに過ぎないとされていたことを踏まえ、内閣総理大臣は、日本学術会議が指名した会員をそのまま任命すべきであると指摘している。学術会議の改組の問題は、批判に答えられない政府が論点ずらしとして持ち出したものであり、任命拒否問題を棚上げにし違法状態を是正しないまま、現行学術会議を廃止して新法人を発足させることは、任命拒否の違法を糊塗する行為にほかならない。

以上のとおり、法案により新法人を発足させることは、学術会議とその会員の学問の自由を危うくするものであり、ましてそれが任命拒否問題の違法状態を是正することなく行われることは到底容認できないため、当会は、法案に強く反対する。

2025(令和7)年5月2日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

憲法記念日にあたっての会長談話

私たちの憲法、日本国憲法は、国民の権利自由を守ることと、そのために国家権力を制限することとを本質とする近代立憲主義の思想に立脚し、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の三つを基本原理とするものです。1947(昭和22)年5月3日に施行され、本日78周年を迎えました。

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争とその敗戦の結果生まれました。本年は戦後80年でもあります。戦争の放棄と戦力不保持を定めた憲法9条は、わが国が誤って犯すに至った軍国主義的行動を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定されたものであります。

日本国憲法は、この間に全体として国民の間に定着し、そして何よりも、わが国が自ら戦争をすることなく、再び日本を戦場とすることもなく歩んだ戦後の道のりには、大きな感慨を覚えます。

しかし、戦後80年を経て、戦争への反省と戦争の惨禍の記憶、これらが薄れ、そのことが、敗戦の結果生まれた日本国憲法を支える意志、すなわち憲法への意志を弱めることになってはいないかとの危惧を抱きます。ここに戦前、戦中の歴史に学ぶ必要を感じます。

1933(昭和8)年の滝川事件、1935(昭和10)年の天皇機関説事件、そしてその後も学問研究に対する弾圧事件が続きました。大学は自由な学問にとっての防波堤たり得ず、1937(昭和12)年の盧溝橋事件、1941(昭和16)年には遂に対米

英との開戦に及び、天皇機関説事件から数えてわずか10年で1945(昭和20)年の未曾有の敗戦という結末を迎えました。諸外国の憲法には例の少ない独立の条項として日本国憲法23条に学問の自由の保障が定められたのは、このような戦前の反省に基づくものです。ところが、今深く憂慮せざるを得ないことが進行しています。それは、国会で審議中の日本学術会議法案の問題です。同法案はナショナル・アカデミーとしての日本学術会議の独立性と自律性を損なうものです。所要の修正なしでは、憲法23条に違反するものとして、到底容認できません。

わが国が近代立憲主義を学んだ欧米の国々では、今社会の分断が進んでいるとも指摘されます。勿論、他人ごとではありません。分断の元を断つとともに、異なる価値観を持つ人々が共存する努力が求められています。近代立憲主義に基づく憲法はそのための道具でもあります。

弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあります。戦後80年となる年の憲法記念日にあたり、私たち東京弁護士会は、9500名余の会員を擁する弁護士会として、主権者である国民とともに、そしてこの日本国で生活する全ての人々とともに、日本国憲法の規範力を支え、そしてその内容を社会の中でさらに実現・発展させるため、これからも不断の活動を続けて参ります。

2025(令和7)年5月3日
東京弁護士会会長 鈴木 善和